

平成21年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成21年3月13日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
3 番 小菅 六雄	4 番 立入三千男
5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
7 番 西本 俊吉	8 番 矢野 隆行
9 番 梶山 幾世	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 本田 章紘
17 番 川口 東洋	18 番 三和 郁子
19 番 鈴木 市朗	20 番 原田 薫
21 番 田中栄太郎	22 番 林 克
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環境経済部長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	川端 良雄
総 務 部 次 長	富田 久和	総 務 部 次 長	中島 宗七
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀	都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	山本 治一郎

秘書課長 立入 孝次
企画財政課長補佐 竹中 宏

総務課長 川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二
書記 赤坂 悦男
事務局次長 井狩 重則
書記 辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様のため、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第12番、中島一雄君、第13番、田中孝嗣君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（河野 司君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問の一覧表のとおりであります。順次発言を許します。質問にあたりましては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第9号、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） おはようございます。第1番、太田健一。よろしく申し上げます。

それでは、地球温暖化防止と琵琶湖環境保全について質問をしたいと思います。

環境問題が大きな課題として世界的に取り上げられる中、滋賀県でも1987年を境に琵琶湖が大きく変わってしまったと言われていています。その大きな原因として気温の上昇が考えられます。

昨年度3月まで滋賀県立大学に勤務されておられた伏見氏の研究によると、温暖化による気温の上昇で琵琶湖周辺の山に積雪量が年々減少しているとのことでした。これが琵琶湖の水質に大きな影響を与えています。

雪は、解けると融雪水となって琵琶湖に流れ込み、冷却による酸素供給や湖底に含まれるリンの溶質を抑える役割を持ち、直接的に湖底に入り込むことが琵琶湖の水質を保つ上で非常に重要なのです。

ちなみに、融雪水は水温が低く、琵琶湖の水より密度が重いので、ゆっくりと湖底に沿って流れ込み、この水が湖底を広く覆うことが湖底環境の修復に役立っていると指摘されています。

私自身も長年にわたってアウトドア業界の仕事に携わってきて、ウィンタースポーツを通じて全国的に降雪量が激減していることによる危機感をこの身をもって実感しています。

雪解け水を利用して激流を下るラフティングというリバースポーツを通じて、年々、溪流の水量の減少による環境の変化が問題視されています。

今シーズンに関しては、滋賀県内の9つあるスキー場のうち4つが記録的な雪不足により閉鎖され、地元の観光産業にも大きな打撃を与えているという報道もありました。

こういった状況下で、現在国レベルでの温暖化防止対策が進歩していない状況で、着手する自治体は増加していても、その現状は、行政組織内での省エネルギー活動、市民等への普及啓発、広報など、限られた取り組みにとどまっている場合が多いものです。

そんな中で、去る2月1日に野洲市の図書館で行われた立命館の和田武元大学教授の講演の中で、野洲市の温暖化対策に対する取り組みが全国の注目を集めているとお話がありました。ここに和田先生の本がありますが、「楽²エコトライ」に取り組む家庭が1割を

超えていることや、太陽光発電の設置が全国平均の2倍になっていることなどが取り上げられ、積極的な活動が紹介されています。そして、日本の温暖化対策を進めるために、野洲市がそのモデルになってほしいと訴えられていました。

そこで、市長にお尋ねします。

1つ目、市長は、地球温暖化防止問題についてどのようにお考えかをお聞かせ下さい。

2つ目に、野洲市での温暖化防止のためにどのような取り組みを行うのかお聞かせ下さい。

昨年末に行われた環境保全活動の琵琶湖岸のヨシ苗植えにも、多くの市民の方々と共に市長も参加されておられたので、よくご存知のことだと思います。漁業組合の組合長さんや副組合長さんに聞きますと、吉川港から鮎屋の郷の付近の湖岸や、あやめ浜横の湖岸に以前は見事なヨシ群落があったということです。それを現在は、湖岸堤の建設で失ってしまいました。

ヨシ群落は日本のすばらしい原風景であると共に、琵琶湖の環境保全に大きな意味を持つものであることを市民の皆様にご存知いただき、ヨシ帯再生の合意をつくりたいと思い、質問します。

そこで、県のヨシ群落保全条例によるヨシ群落の働きについて幾つか述べているものを紹介したいと思います。

ヨシ群落には水質浄化作用がある、ヨシが妨げとなって水の流れが弱まり、汚濁物質の沈殿を促進する作用、ヨシの水中茎に付着する微生物による有機物の分解作用や、ヨシが窒素やリンなどを栄養分として吸収する作用、このような作用により湖辺の水質保全にも役立っています。

湖岸に打ち寄せる波の強さが弱められると共に、ヨシの地下茎はよく発達するために、湖岸の浸食防止にも役立っています。ヨシ群落などの水生植物群落には、コイ、フナなどの産卵場が多く見られ、ふ化した稚魚は隠れ場、えさ場として利用しながら成長します。

ヨシ群落は、約100種の野鳥が産卵場、えさ場、ねぐらとして利用し、水鳥をはじめとする野鳥の生息にとって欠かせない場所となっています。

ヨシ群落は、水域から陸域の水位帯にあり、さまざまな生物が生息している場であることから、生態系を保全する上でも最も重要なところです。ヨシ帯再生への市民の熱心な取り組みを援助して、市としても一層の努力をされることを期待し、市長のお考えをお伺いします。

では、続きまして、若者によるまちづくり委員会設置について質問したいと思います。

若い世代の代表として、1つ、意見を述べたいと思います。

この不況のさなか、苦しい財政のもとに、さらなる野洲市の発展と繁栄には、市民と行政が共に創造力を膨らませながら力を合わせていかなければならないと考えます。その基本となる福祉の向上や産業の活性化の重要な課題については、市長の平成21年度施政方針にも述べられているように、大きな発展を期待したいと思います。

しかしながら、野洲のまちは、京都・大阪への通勤圏としてベッドタウン化し、人口もふえ続けていますが、果たしてそれが本当の意味でのまちの活性化へつながっているのでしょうかというのを私を含めた市民の率直な思いではないでしょうか。

実情というのは、中心部は発展しても、離れた地域は過疎化と高齢化が進み、誠にこの野洲のまちに魅力を感じ、根づいて暮らしていこうと考える若い世代が多くないように思えます。市外から転入されてこられた多くの方々も、多忙な毎日の中、ただ帰って寝るだけの生活の場としての野洲市での暮らしになっているようにも感じます。

実際、私の暮らす近江富士団地も、若い世代がどんどん離れ、高齢者の方々はさまざまな活動を通じてエネルギーに頑張られる姿を感じますが、子どもが遊ぶ姿も少なく、若者の活気が影を潜めているように思えます。野洲市の活性化に若者の存在は欠かせないのではないのでしょうか。

市長の掲げるマニフェストの「もっとのびのび自由に」と「もっとワクワク楽しく」というポイントは、ここにも深く存在すると思います。そして、地域の未来を担っていくのは若い世代であり、魅力豊かなまちづくりの1つとして若者の意見や考えを取り入れ、斬新かつクリエイティブなアイデアを反映していくことが必要だと考えます。

野洲市は、山もあり、川も流れ、琵琶湖にも面した豊かな自然に恵まれている土地を持ちます。そして、希望が丘文化公園や野洲川河川公園、マイアミ浜など、恵まれた大きな施設もあります。地域の発展や活性化のために新たな施設をつくるのではなく、こうした今ある立派な財産をうまく活用していくことや、市内だけではなく、県外からも人々が足を運んで訪れてもらえるような環境の利用方法を考えていくことが大切なのではないでしょうか。

施政方針にも書かれているこの厳しい状況だからこそ、市民が持つ知恵と工夫力によって難関を乗り越えていこうとする力が働くのではないかと考えております。先行きが不透明な中だからこそ、無謀にではなく、果敢に挑戦して、積極的に事態を変革していくこと

ができると思っています。そのために、野洲というまちが持っている仕組みと資源、そして人の力を最大限発揮できるようにしていきたいと考えていますとありますが、そのためには、多様なジャンルやさまざまな世代の人たちのアイデアを持ち寄り、意見を交わして創造していくことから始めることが必要と考えます。

私自身や同じような世代からの事例や提案も幾つかありますが、まずは、そのためにも若者によるまちづくり委員会の設置を提案しますが、どうお考えでしょうか。そして、若者がまちの活性化に対してどのような考えや要望を持つのか、行政サイドとしてどう認識されておられるかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。

太田議員のご質問のうち、第1点目の地球温暖化防止に関する部分は私がお答えさせていただきます。それ以下のご質問には部長の方からご答弁させていただきます。

まず、温暖化の防止でございますが、温暖化が起こっているのかどうかという議論はまだ存在しますが、一応国際的には温暖化は起こっていると。では、この温暖化は何によるのかということが次の議論になっていまして、これが人間の活動によるものなのかどうかということ。これもまだいろいろ専門家の中で意見が分かれておりますが、いわゆる国際的な通念、了解は人間の活動によって起こっているということになっていて、現在の対策が進められているところでございます。

一番最近のデータでいくと、ここ100年で大体0.74度上がっている。これと、ご承知の二酸化炭素の増加が、産業革命以降、1750年で280ppmが、2005年で379ppmという形で35%上昇しているということから、今のところ、人間の活動によって温暖化が起こっているということでございます。

ただ、これが防止できるかどうかということになりますと、自然現象ですので、防止が可能かどうかということが1つの課題です。防止ができないとしても、いわゆる緩和という抑えるという対応と、もう一つは、自然現象ですから、いかに適応するのかという、この両面から物事が考えられていかないといけないと思っております。単に抑えるだけじゃなくて、やはり、大きな自然現象に対しては適応していく、対応していくということも必要かなというふうに思っております。

現在、京都議定書の目標値が、日本の場合は6%の削減ですけれども、実際はふえてお

ります。どの国でも実質は減っておりません。そういうことで、今、ポスト京都と言われて、京都議定書以降の取り組みをどうするかという議論がされていまして、京都議定書の中には、今、アメリカ合衆国も入っておりませんし、一番人口の多い中国、インドが入っておりません。そういった、今後発展する国にどういう形で参画していただくのかというのが次の課題になっていると思います。

それで、日本の場合も、宿題の6%が削減されていないのをどうするかということで政府を挙げてやっていますけれども、今太田議員ご指摘のようになかなか効果が上がっていません。

私が今、温暖化に対してどうすべきかを考えておりますのは、やはり、二酸化炭素を使わない社会システムをつくっていくということなのですが、言うはやすく、実際はなかなか課題が多いと思っています。

1つは技術的な対応で、省エネの機器あるいは省エネの生産工程がつくられるということが1つですし、私たちの日々の暮らしの中で余りエネルギーを使わなくて、二酸化炭素が出ない生活、いわゆるライフスタイルの転換、この2つしかないと思いますが、単にこれが個々の事業所、企業とか、あるいは市民が個別に対応しているだけではだめですので、やはり社会の仕組みとして成立しないと意味がないと思っています。

具体的な野洲の取り組みについては、後ほどまた部長の方でご説明しますが、
「楽²エコトライ」ですとか、こういった取り組みも、今のところまだまだ広がりはありません。もっともっと広がるような仕組みをつくっていかないといけないと思っていますし、あと交通の手段にしても、野洲の場合はなかなか公共交通が整備されていませんので、いかに車に頼らない交通の手段を確保していくかといった観点からの取り組みが必要かと考えております。

いずれにしても、耐乏生活型で二酸化炭素を減らすというのじゃなしに、可能な限り、現在の便宜を維持した中で技術的な対応、あるいは仕組みづくりによって二酸化炭素の排出が少ない社会の仕組みをこのまちでも着実に築いていくことが重要ではないかというふうに考えております。

第1問目のお答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、基本的な部分で市長の方からお答えいただきました。具体的なこととあと2

点ございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目でございますが、野洲市で温暖化防止のためにどのような取り組みを行うのかというご質問でございます。

本市では、地球温暖化抑制のための取り組みといたしましては、まず、環境基本計画におきまして、市民と協働で取り組む地球温暖化の抑制やごみの減量を目指すプロジェクトがございまして、省エネ学習やエコドライブ教習会の開催、また生ごみ堆肥化やリユースの推進、販売事業者、市民団体あるいは行政におけるごみ削減の協定を前提としたレジ袋削減のための啓発活動等を進めておるところでございます。

また、先ほど市長も説明がございましたが、省エネルギービジョンに基づきます市民や事業者の省エネ行動を啓発する「楽²エコトライ」、及び新エネルギービジョンに基づきます住宅用の太陽光発電システムの設置補助等も行っておるところでございます。再生可能エネルギーの導入の促進を図っておるところでございます。

今後の取り組みの一例といたしまして、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの部分につきましては、高断熱性能などの機能をあわせ持つ省エネ住宅の普及促進を図ることで温室効果ガスの排出抑制を目指しますと共に、環境負荷の低減に寄与できる産業の振興や民需の活性化を図ってまいることが大切だと、こう考えております。

続きまして、3点目のご質問でありますヨシ帯の再生の市民の取り組み支援でございますが、本市のヨシ帯の再生取り組みにつきましては、これを環境基本計画におけます琵琶湖の環境保全を目指すプロジェクトの実践事業といたしまして、県のヨシ群落保全条例で定めておりますヨシの保全区域がございまして、これは0.8ヘクタールでございますが、その0.8ヘクタールにおきましてヨシ帯を再生させることを目標としまして、昨年度より事業に着手をいたしております。現在、約0.2ヘクタールにヨシ苗の植栽を行ったところでございます。

ご提案のとおり、ヨシ帯は、琵琶湖の水環境あるいは生態の保全に寄与する重要な機能を持ってございますので、今後の琵琶湖の環境保全においても重要な植物であると考えております。

このことから、今後も市民と共に取り組みますヨシ帯の再生につきまして、引き続き積極的に実施、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） おはようございます。

太田議員から、若者によるまちづくり委員会の設置につきましてのご質問にお答えをいたします。

議員ご提案のとおり、まちの未来を担うのは若い世代であり、まちの活性化に向けて若い世代の市民の皆さんの発想と行動力を生かしていくことが必要だと考えております。

野洲市まちづくり基本条例では、市民一人ひとりが私たちのまちは私たちのために、私たち自らがつくるという気概でその知恵と力を結集し、協働による活力ある自立した地域社会を構築するために多彩な市民活動を支援していくことが市、行政の役割であるとしております。

市内では、現在、地域の青年経済人として地域経済の発展に寄与されております社団法人野洲青年会議所の活動をはじめ、体験を通して青少年の健全育成を目指す団体、各種スポーツ活動団体など、あらゆる分野で若い世代による多彩な活動が行われております。

まちづくり協働推進センターでは、そうした活動情報の提供をはじめ、それぞれの団体や取り組みをつなぐことなど、活動を伸ばしていくために必要な支援を実施しております。市、行政が若い世代によりますまちづくり委員会を設置することも1つの方法であるとは存じますが、まずは、市民主導によります活動の盛り上がりと市民からの提案事業を市政に生かしながら、協働によります活力あるまちづくりを推進していきたいと考えております。

また、若者が活性化に対してどのような考えや要望を持っておられるのかといったご質問ですが、意識調査結果など集約したものがございませんので、把握できておりません。ぜひ、ご要望やご提案などを聞かせていただきまして、まちづくり基本条例が目指しております協働のまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 再質問させていただきます。

各自治体による温暖化対策の現状は、多くの自治体が温暖化対策に何らかの形で取り組む、そういったような意識、行動はあるものの、対策の枠組み、制度を構築し、本格的に温暖化対策に着手するという段階まで至っている自治体がまだ少数という状況だと言われておりますが、そんな中で野洲市の取り組みは、行政主導のもと、地域の広がりといった面で一定の成果を上げている自治体として注目されていることはとても誇るべきことだと思

います。

今回の答弁の中にもある行政サイドの今後の取り組みに大きな期待をしていきたいと思っています。

先週も、小堤の生産森林組合主催のシイタケ菌内作業という行事がありまして、地元の自治会や子どもたちの多数の参加と共に、山部会と共に参加してきました。こういった環境供給にはとても感銘を受けました。私自身も、このようにたびたび山部会や川部会の保全活動に参加させていただいておりますが、今後も一市民としてますます協力をしていきたいと考えています。

そして、和田先生のお話の中にもあるように、野洲市が日本の温暖化防止対策のモデルとなってリーダーシップを発揮していくためにも、さらなるさまざまなアイデアを取り入れて発展させていく必要があると考え、少し他の自治体での取り組みを紹介して、質問したいと思います。

埼玉県の川口市では、NPO川口市民環境会議が「エコライフDAY」という取り組みを2000年から継続して実施しています。これは、年に1日だけ日を決めて、市民が一斉に省エネに取り組み、それによる二酸化炭素の削減効果を電気と水道の消費量から把握して、市民が省エネに取り組む第一歩にしようという取り組みであります。

2007年には、同市の人口50万の約12%にあたる約6万1,000人という非常に多くの市民が参加しているということです。これほど多くの市民の参加が進んでいる背景には、市の教育委員会の協力による市内の小中学校での児童・生徒への参加呼びかけをはじめ、地域のさまざまな主体との連携があるようであるというふうにあります。野洲市では、この川口市のような教育委員会による積極的な協力による子どもたちへの環境問題への取り組みを行っているのかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、もう一つ質問します。

1回目の質問の中で、野洲市での「楽²エコトライ」に取り組む家庭が1割を超えているということに注目されていると述べましたが、地元の市民の方々からは、この取り組みが現状でいったいどのような広がりを見せているのかとの声も聞いていますので、その経過をお聞きしたいと思います。

それと、もう一点、私が暮らしている近江富士団地でも、例えばエコライフや、その他の活動としても積極的に取り組んでおられる方々もたくさんおられますが、広がりがまだまだ大きく前進していないというような話も耳にしております。このような状況の中、行

政としてどのような対応策を考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

次に、まちづくり委員会の設置について再質問させていただきます。

今のところはその委員会をつくる考えはないというお答えでしたが、京都や大阪、近畿エリアの人々からは、この滋賀県はさまざまなアクティビティーが可能な場所として大きく注目されています。ところが、市内の施設の利用に対して、市内外を問わず、さまざまな人々からの意見や声を聞いていますので、少し紹介したいと思います。

例えば、県外からの希望が丘文化公園の利用者からのお話ですけど、中央の芝生エリアでサッカー、野球等が禁止されていて、軽いボール遊びをしたくてもできないというような、そんな声がありました。あと、以前は大丈夫だった公園内での道路でのインラインスケートやスケートボードが禁止されて、やる場所がないという、そのような声もあります。

野洲川河川公園でも同じように、以前は可能であったインラインスケートやスケートボード等が禁止されて、やる場所がないという声もたくさんあります。

それと、滋賀県フライングディスク協会というところの方が、競技を行いたいけど、危険だからという理由で断られて、いったい何を基準にして決めているのかというような相談もありました。

マイアミ浜の職員の方からは、なかなか利用する人がふえないので、もっと宣伝してほしいというような、そんな要望もあります。

私自身も、去年の選挙のときに市役所の近くを借りていましたが、事務所に中学生の女の子が仲間数人と楽器を担いで尋ねてきて、どこか安く音楽の練習をやる場所はないかと聞かれましたが、以前は駅前にライブハウスもありましたけど、現在はなくなり、スタジオ等もないためにうまく紹介することができませんでした。

こういったように、若者が音楽やスポーツ等、何かをやりたくてもなかなかできない現状です。個人のモラル等の問題ももちろんありますけど、こういった基準で規制を決められているのかというような疑問も感じます。そして、すばらしい施設や環境は整っていても、うまく活用されていないのではないのかというような思いもあります。

1つ参考なのですが、栃木県では、道の駅を行政側が開放して、そこをスタジオとして若い人たちに安く使用させているというふうな、そんな例もあります。全国的に見れば、各施設を利用してのさまざまなイベント等の開催による地域活性化に対する取り組みが行われているので、幾つか紹介したいと思います。

福井県に和泉スキー場という、余りメジャーではないゲレンデがあります。そこは、1

0年ほど前から地元のラジオ局ともタイアップして、毎年クロスゲームというのを開催して、全国から参加者が年々ふえています。ちなみに、そのクロスゲームというのは、前回のトリノでの冬季オリンピックから始まった、スノーボードのレースなのですが、ボーダークロスや、次のバンクーバーから正式種目として行われるスキークロス、これはボードのスキー版なのですが、そういったような競技のことです。

もう一つ、北海道のニセコ町や白馬村では、海外から入ってきた文化でありますアドベンチャーレースというものを行っておりまして、全国から多くの参加者を募っています。このアドベンチャーレースというものも、4人一組でラフティングやカヌー、マウンテンバイクやトレイルランというように、野山を駆けめぐる、それをチーム戦で競い合うようなレースです。

もう一つ、和歌山県の白浜や兵庫県の芦屋浜では、今後オリンピック種目になるかもしれないと注目されているビーチフットボールという、ラグビーとアメリカンフットボールを合体させたような競技の大会が定期的開催されて、これもまた全国から多数の参加者があります。

こういったように各地域の特色を生かしたイベントを取り込むことによって、全国から多くの人々の交流ができて、地域の活性化と共に、観光産業やまちの宣伝といったような波及効果も起こしています。こういったさまざまなアイデアや情報等は、若い世代が意見を交わし合い、それぞれの分野から協力し合っていくことで実現できることはたくさんあると思います。

若者の奇抜かつ独創的なアイデアや考えは、なかなか大人の社会の中では聞き入れてもらえなかったり、要求や意見が出しにくい環境があります。しかしながら、こういった若い世代の声を生かす場をまずは築いていく必要があると思いますが、どのように考えられるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、太田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

私の方から2点、教育委員会の取り組みということで、市民への広がりというご質問がございましたし、その観点でご説明をしたいと思います。

市では、環境基本計画のプロジェクトにおきまして、市民の協働で取り組むということ

にしておりますが、特に子どもを対象にいたしました環境学習の機会を設けております。

例えば、川の環境学習といたしましては、ホテルの学校や家棟川の環境体験学習、また議員もご参加いただきました琵琶湖のヨシの環境学習、あるいはヨシ再生のためのヨシ苗づくりの方を子どもと一緒に取り組んでおります。そういう活動をさせていただいております。

そういう自然体験学習が主な取り組みであります。子どもたちに十分理解していただくというか、まず自分らで取り組んでいただくというか、そういうことも大事でございますので、環境経済部といたしましては、教育委員会と連携を深めまして環境学習に今後も取り組んでまいりたいと思います。特に省エネ学習であるとか、またごみの減量等につきましても、共に取り組んでまいりたいと思います。

それと、もう一点、自治会の取り組みでのご質問でございます。

私どもも一定進んでおるのですけども、それ以上の広がりというのはなかなか難しいという現状は理解をしておるところでございます。そういうことから、先ほど申し上げておりますとおり、環境基本計画の中にプロジェクトチームが幾つかございます。全部で24あるのですが、今は十二、三が動いているのですけども、その中で取り組んでいただいているのが一定限られた方といいますか、そういうことも十分承知をしておりますので、その取り組んでいただく方を多く募っていくというか、そら、PRも大事でございますので、そういうこともしながらすそ野を広げるといいますか、そういうことにも取り組んでいきたいし、今、それぞれ自治会でいろんな生ごみの堆肥化、あるいは河川美化の関係でそういうこと等にも取り組んでいただいております集落もありますので、そういうところがやっぱり模範として、その内容が市内に広がるように何とか取り組んでいく必要があるというふうにも考えてございますので、議員おっしゃるように、すそ野が広がるように多くの方が取り組んでいただく、あるいは1人でも多くの方が環境に対して理解を深めていくということを念頭に置いて取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 太田議員の再質問の中の教育委員会に係ります分野につきましてご答弁させていただきます。

まず、教育委員会の協力体制でございますけども、教育委員会の中では、もちろん小中

学校では、環境学習の中で子どもたちの自主的な取り組みを展開しておりますけれども、特に環境課との連携の観点では、代表的な例としましては、中主小学校の5年生では、学校の園庭でヨシの苗植えを行っております、たしか12月だと思っております、にありました琵琶湖岸のヨシ植えにそのヨシを提供いたしております。これは一例でございますけれども、そういった協力をさせていただいております。

それと、市民への広がり観点では、市のISO14001の認証取得を踏まえましてエコスクール、学校園だけの取り組みだけではなくて、この取り組みを市民に広げるため——市民イコール保護者になりますけれども——幼稚園や保育園では保護者向けにさまざまな取り組みを行っております。啓発が主になりますけれども、これも一例でございますけれども、何か授業があります際にはおはしを持ってくる、あるいはお皿を持ってくる、そういった取り組みもございます。

以上、例示をさせていただきます、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） それでは、ただいまの太田議員の再質問にお答えを申し上げます。

「楽²エコトライ」にご近所の方が取り組んでおられて、これの今後の広がりとか、将来的にどうなっていくのかといったことについてのことがよくわからないといったご質問だと思っております。

「楽²エコトライ」につきましては、3カ年の事業ということで、平成18年度に950人、19年度に約1,800人、そして20年度に、大体ですが2,000人の方に取り組んでいただきました。こうした取り組みの参加率を見ますと、いろんな類似の団体から比べてみますと、参加人数は1けた程度多いのではないかなと。モニター料の提供とか非成果主義、いろんな成果を求めないというようなところとか、あるいは団体での参加等の仕組みが評価をされた結果ではないかなと思っております。

そして、この取り組みで得られました数千人の生のデータを見させていただきますと、多くの方が実施できた項目、また一方で、多くの方々がなかなか取り組むことが困難であったという項目、そして、さらにその取り組みができた理由、あるいはできなかった理由が、それぞれ具体的に報告を出していただきまして、よくわかる結果となっております。今、20年度については集計中でございますが、今後そうしたデータを、具体的にわかった内容を効率的あるいは効果的な政策を考える上で大変貴重な資料ともなりますし、これ

ら自体が大きな成果であると、このように思っております。

中でも、取り組まれました方から寄せられた感想文を見ますと、親子でリサイクルの話ができてよかったとか、あるいは、家庭でごみ箱にシールを張って、子どもでもわかりやすいように、取り組みやすいようにしたとか、工夫をされたことも書かれております。そうした取り組みの効果についてもご報告をいただいております。

こうして多くの人の一歩、そして具体的なデータの収集を、当初の目標としておりました3カ年が今年度で終了するというわけですが、今後はこれらの成果を検証しながら、さらに環境アップが図れるような政策を編み上げていきたいと考えております。その中で、先日もご答弁申し上げましたが、エコアクションポイント事業もございしますが、そうした事業の利点も踏まえて、今後そうした施策を編み上げていきたいと考えております。

それから、若者によるまちづくり委員会の件でございしますが、全国の多くの地域の特色を生かした事例をご紹介いただきました。さまざまなアイデア、意見あるいは提案を出してもらったり、若者の声を生かす場を築いていく必要があるというご提案をいただきました。確かにそのとおりであると思います。

現在、まちづくり協働推進センターにおきましては、さまざまな市民活動団体の活動の支援、立ち上げの支援、あるいはその活動を行っていく上での補助金の情報の提供、そうしたものを申し上げております。さらに、その活動団体ごとの交流会の開催とか活動者のセミナーの開催、あるいはそういう養成、研修会、講習会の開催というのをやっております。現に今、シニア層の方々、あるいはレイカディア大学を修了された「レイカ野洲」というグループがありますが、そうした方々のグループも多く活動をしていただいております。そうした中で、一度まちづくり協働推進センターを訪れていただきまして、その中でこういったアイデアとかグループづくりとか、あるいは仲間の募集とか、そうしたものもご相談いただければと、このように思っております。

そして、そうしたものの1つのツールといたしまして、地域SNSというシステムを立ち上げております。ソーシャルネットワーキングシステムと言っておりますが、仲間づくりでありますとか、いろんな提案の募集でありますとか、意見交換でありますとか、そうしたサイトとしても活用いただいておりますので、そうしたところへのご活用もいただければと、このように思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 再々質問させていただきます。

環境問題についてですが、先ほどの2回目の質問にも絡むのですが、最後にもう一つだけ、家庭ではなくて、学校を対象として最近各地に広がりを見せている活動というのを紹介して、質問したいと思います。

フィフティ・フィフティというもののなのですが、これは主に公立の学校で行われている取り組みで、もともとドイツのハンブルクで始まったものであります。公立学校の場合、多くの自治体では教育委員会が一括して予算を管理しているが、各学校で省エネ等を実施したことで光熱水費を削減できれば、その削減分の一部を学校に還元することによって、学校での省エネを促す取り組みであるということです。

詳細な仕組みは自治体によって異なり、削減分から学校に還元される割合は3割あるいは5割であったりし、使い道は学校が自由に決められる場合や、環境対策関連の予算に限る場合など、さまざまであるということです。

現在では、全国で30以上の自治体がこの取り組みを導入している。自治体内の学校全体で一定量のCO₂削減に成功した自治体もあるようである。また、フィフティ・フィフティの実施を通じて学校での環境教育を強化している自治体も見られるといったようにありますが、当局の方にお尋ねしたところ、滋賀県では竜王町で行っておられるということで、さまざまな問題も多いということですが、先ほどの質問と同様に、学校での環境教育はこれからの日本という以上に、この地球を背負っていく子どもたちにとっても大きな必要性があると考えますが、再度当局にお考えをお聞きしたいと思います。

そして、この環境問題を世界的な視野で見ても、アメリカの前ブッシュ政権は、地球温暖化防止のための京都議定書にも背を向けてきましたが、オバマ大統領は、2月の施政方針演説で「再生可能エネルギーを利用できる国こそ、21世紀をリードする」と強調し、予算を集中的に配分する三大分野の1つにエネルギー部門を据えましたとあります。続く予算教書の概要では、「向こう3年間でアメリカの再生可能エネルギーの規模を倍増させる」と表明しております。連邦政府庁舎や家庭の省エネ化の促進などに加えて、太陽光、風力など新エネルギー産業の振興による雇用創出を掲げましたとあります。

日本でも、環境省が3月1日に日本版「緑のニューディール」にあたる緑の経済と社会の変革に関する骨格を固めたとあります。全国の学校、国や自治体の庁舎、公園等の公共関連施設に対し太陽光パネルを設置するなどの取り組みを通じ、環境保全と経済発展の両立を目指すというようにすごく大きなうねりが起きています。

環境と経済との関係はもっと考えていかなければならない問題もたくさんありますが、自治体レベルで先進的なモデルをつくり出し、それをもとに各自治体や国を刺激していくことが、日本の温暖化対策を進歩させる上で重要な手段になると考えています。そういった意味でも、今後の野洲市の環境問題に対する取り組みに大きな期待をしていきたいと思っています。

続いて、まちづくり委員会についての再々質問をしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、まちづくり協働推進センターの活動にも来てくれというのがありまして、私もどんどん参加していきたいと思っております。

若者は今、この不況の中、雇用の問題等で本当に苦しい生活を押し迫られています。農村地域では、若者が農業の後を継げずに、担い手が減少して、まちを離れていくことで地域そのものが疲弊していく現状が多くあります。

先ほどからの話にも加えまして、大きくまちづくりの観点から見ましても、若い世代の人々が野洲市に定着して、心から魅力を感じるような活気あふれるまちづくりを行うためには、やはり若者の声を反映していく必要があると思いますが、改めて委員会の設置が必要だと考えますが、再度お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 太田議員の再々質問の中の竜王町でも取り組んでおりますフイティ・フイティの取り組みに対する考え方にお答えしたいと思います。

このフイティ・フイティにつきましては、いろいろ調べさせていただきますと、確かに、子どもたちに環境保全に対する意識の高揚を図るという意味では有効な手段であるかと思いますが、例えば、必要以上に学校の暖房等を抑えることによりまして教育環境が悪くなるとかいう心配もございまして、それと、この制度を3年間導入した場合に、4年後にひよっとしたら予算が削減される、うちの財政で往々にしてあるのですが、そういったことも心配されますし、あと、これまで野洲市、旧野洲町なのですけれども、長いISOマネジメントシステムで既にかなり予算が削減されております。削減努力をした上ででございますけれども、いっぱいいっぱい状態でございます。そういった問題がございますけれども、議員のご提言は参考にさせていただきます。今後庁内議論を深めていきたいなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の再々質問の若い人たちのまちづくり参加についてお答えさせていただきます。

ご趣旨には全く賛成ですが、やり方の問題で、市が呼びかけて、いわゆる音頭をとって集まってもらうやり方がいいのか、もう少しいろんな活動が期を熟してそういう形になるのがいいのか、そのあたりが課題だと思っております。官製若者まちづくり会議みたいなのを開いた中では、なかなか活気ある議論とか取り組みは動かないと思っておりますので、ご趣旨には賛同ですので、課題として位置付けさせていただいて検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（河野 司君） 次に、通告第10号、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、3点について質問を行います。

まず、1点目に、市内公共施設と市民サービスについてであります。

野洲市が誕生しまして、はや5年目であります。この中で山仲市長は、マニフェストで公共施設の有効活用、遊休・重複資産の見直しによる不要財産の売却等を公約に挙げられています。このことは、本市の合併による各重複施設のことを意味していると思えます。

そこで、質問を行います。

1点目に、今定例議会の予算案では、中主保健センターの幼児健診を廃止し、野洲保健センターに一元化するとしています。これは重大な変更でありまして、しかし、3月定例会に先立って開催されました会派代表者会議や議会運営委員会前に、既に市のホームページで健診の廃止が発表されております。このような進め方は極めて遺憾でありまして、議会軽視と言わなければなりません。

昨日も田中議員が給食センターの精米機の件で、議会軽視だという指摘がありましたが、私はこの件でも同様だと思います。もちろん、健診は4月から実施であることから、それ以前に準備が必要であることは否定しませんが、これほど重要な案件が事前に議会に対して全く報告なく、決定かのごとく市民に周知していることは許されないと思えます。このような事態になったことについてのてんまつを、この際、はじめに明らかにされるよう求めます。

2点目に、この質問の本題部分であります。重複施設制度の検討は、単に財政的な観点だけで進めるべきものではありません。保健センターにしましても、合併前、旧2町でそれぞれの役割を果たしてきました。それが、機械的に統合あるいは廃止を進めれば、周

辺部の施設廃止が優先されます。

現在、市内では庁舎問題、また旧町単位で設置されているさぎなみホールと文化ホールや公民館、福祉・医療施設等々、一連の重複施設問題があります。よって、これらは今後の野洲市のまちづくりの観点から、もっと総合的に検討されなければなりません。現在のように、理念のない、方針のない、このような進め方は、結果として旧中主町の施設統合廃止が優先されかねません。

なお、私は、これは単にセクト主義でこの問題を指摘しているわけではありません。先に言いましたように、もっとまちづくり全体からどのような方向にするのかを検討されなければなりません。この際、どのような認識、方針を持っておられるのかを求めます。

2点目に、雇用問題であります。

雇用問題については、これまでも質問してまいりました、昨年世界的な金融危機による景気悪化で、我が国では大企業が、ご承知のように競い合うように非正規労働者、派遣労働者の雇いどめ、解雇をしています。本市でも昨年12月の質問以降、村田製作所や日立ツールの大企業が派遣労働者やパート労働者の雇いどめ、解雇を行っていることが明らかになっています。これらの企業を中心に、市内でも非正規労働者など雇いどめ、解雇は数百名に上っているものと推定されます。

これまで市内企業の雇用実態調査や雇用維持のための行政指導を行うように求めてきたところであります。村田製作所にしても日立ツールにしても、本市の工業振興助成金を受けています。村田製作所は、今後助成される分も含め1億1,100万円、日立ツールもほぼ同額であります。加えて、村田製作所は滋賀県からも約3億円の補助を受けています。これらの補助の目的は、雇用の確保が含まれています。にもかかわらず、雇いどめ、解雇することは、企業としての社会的責任が厳しく問われています。

それでは、景気悪化で企業経営、大変だから仕方がないのかといえば、決してそうではありません。例えば、村田製作所は約8,500億円もの内部留保、つまりこれまでの利益をため込んでいます。雇用を維持するだけの体力は十分あるわけであり、これらの点から見ても、市として市民の雇用、暮らしを守る立場から企業への指導を求めてきたものであります。

その結果、市では、振興助成金を受けている企業を中心に、市長名で雇用の維持と確保に関する緊急要請をされました。この要請につきましては、雇いどめ、解雇されている労働者等の願いに応えるものであり、それはそれで大いに評価したいと思います。問題は、

この要請を真に実効性あるものにするための取り組みであります。ですから、一步踏み込んで、実際雇いどめ、解雇を実施した企業への指導、あるいは今大きな問題となっております違法な雇いどめ、解雇を行った企業への指導など、具体的な手だてが必要であります。

以上、今回の市長が行われた緊急要請を実効性のあるものにするため、市としての具体的な手だてを考えておられるのかをお聞きいたします。

関連しまして、市内企業の派遣労働者等の雇いどめ、解雇などの調査もされているとお聞きしますが、その結果についてもお聞きしたいと思います。

2点目に、関連しまして、雇いどめ、解雇による失業者もふえているのも事実でありまして、それに対する市の対策であります。

急な雇いどめ、解雇で暮らしは当然大変であります。前年度所得で課税される国保税や住民税、また生活保護、就学援助、さらには国民年金等々、これらの問題で機敏で親切な行政の対応が必要と考えます。減免、猶予等々について市民に周知するべきでもあります。

これらについては、制度上、減免、猶予等の措置があるにも関わらず、知らない対象者もあると思います。事実、私自身ある企業から雇いどめされ、国保税の支払いが大変、何とかならないかという相談も受けました。広報はもちろん、それ以外の方法も駆使して十分周知徹底されることが必要と考えますが、この問題についてもどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

同時に、昨年来のこの実態の中で、国保税や住民税、また生活保護、就学援助の申請や相談状況の実態はどうであったのかもお聞きしておきたいと思っております。

3点目に、農業問題についてであります。

市長自身の認識、見解をお聞きしたいと思います。

前山崎市長には、再三野洲市農業の現状とその認識についてもお聞きしましたが、これまで言ってきましたように、野洲市の農業総産出額が最高時の約半分、そのうち米だけを見ましても、この十数年で28億6,000万円から17億6,000万円にまで減少し、農業従事者も平成2年からの2,500戸から平成17年度は約1,300戸まで減少しています。

このような現状に関して、12月議会でも言いましたように、市農業委員会の建議書でも、現状農業を見てミニマムアクセス米を撤廃することや、兼業農家、いわゆる中小農家にも生産意欲を起こさせるような施策を講じることや、あるいは市独自の農業振興計画をつくってほしい等々の件にされています。

さらに、市自身が行ったアンケートでも、現状のままでの農業を続けたいと回答した人は54.9%、小規模農家も含めた多様な農業の振興を求めた回答も多数ありました。また、これも紹介いたしましたが、昨年、兵主学区や中主学区の自治会長と同学区の議員との懇談会の中でも、「野洲市の農業はどうなるのか、市の農政が見えてこない。このままでは地域が維持できなくなる」と不安の声。また、市内比留田の農家の方からはこのような手記が寄せられました。「米づくりもいつの間にかさびれて、米価は下がる一方。片や、消費は減るばかり。昔から生かさず殺さずの農業だった。今にして知るべきである。米をつくってはだめ。麦も損ばかり、野菜をつくっても経費をおけば出荷代も出ない。低価格。いったい農業はどうなっていくのか。どうしようというのか。このままでは農業はつぶれてしまう」と、切実な声が寄せられています。ですから、これが野洲市の農業の現状でありまして、切実な農家の声であります。

そこでお聞きしますが、市の農業の現状、市内農家の声に対して、市長自身どのような認識をお持ちなのかをはじめに聞いておきたいと思えます。

次に、農業の基本問題である食の安全と農産物の輸入自由化についても見解をお聞きたいと思えます。

昨年来、冷凍餃子事件、汚染米問題など、食の安全を脅かす事件が相次いで発生をいたしています。このような中、国民の食の安全を求める声が高まっていますが、政府、内閣府自身が実施した世論調査でも、「外国産より国内産を」の回答が94%、そのため、食糧自給率の向上を望む声は93.2%にもなっています。このように、国民と農家の願いでもあります自給率向上、食料の安定確保を図るためにはWTO路線の転換がどうしても必要でありまして、現在77万トンを入力しているミニマムアクセス米の中止をすることが必要です。この米の問題につきましては、日本政府は、昨年の交渉では調停案をほぼ認めておりまして、今後、この方向で合意すれば、最低でも100万トンを超えと言われていきます。このようなことになれば、日本農業は一層窮地に追いやられます。この問題は、さっき言いましたように、農業委員会の建議書でもミニマムアクセス米の撤廃を求めておられますし、市長自身も地産地消と自給率向上が持論であると認識しておりますので、見解をお聞きします。

なお、昨日の一般質問でも、来る衆議院選で政権が変われば農政が変わるのか、変わらないのか、どうなのかという意見がありました。この意見に私が答える立場ではありませんが、あえて言うならば、政権が自民党になっても民主党になっても、日本農業の疲弊状況

が変わることはないのではないのでしょうか。変わるというのなら、先に言いました日米貿易摩擦で農業を犠牲にしてきた農産物輸入自由化、WTO路線を転換し、まずもって日本の食料主権を守り、自給率向上で日本農業を振興させるという政策に転換すれば、日本農業は変わります。

以上、指摘しておきたいと思います。

本題に戻りまして、3点目に、現在の国の農政の基本は、今言いましたように、中小農家切り捨てと大規模化、集落化営農だと思えます。集落営農の法人化についても昨日も議論されましたが、国の基本は法人化の条件ですが、一定期間猶予、延長ということも示されていますが、それでも法人化は可能なのかということでもあります。多少延長しましても、集落営農組織自身、現在でもかなり苦勞されて運営されています。後継者や高齢化の中でうまくいく保障が本当にあるのか。

昨日の答弁では、当面12組織の法人化が目標と言われましたが、この点、市としてどう認識し、具体的にどう推進されようとされているのかをお聞きしたいと思います。

4点目に地産地消の問題です。

これまで質問してきましたし、この問題も昨日来議論されてきました。新年度市予算では、地産地消推進協議会の設立のための予算を計上されています。以前からこれも指摘してきましたが、この問題は、単に地元農産物が少しでも地元で消費されたらよいという範疇の問題ではありません。この問題も、市としての農業振興と自給率向上の大きな観点、本市農業の問題として考えるべきでありまして、以前の質問で、学校給食にとどまらず、昨日市長も答弁されましたが、民間企業あるいは市内の病院、介護施設等々の食堂、商店等々を含めてこれを推進することが必要でありまして、同時に、これまで言ってきたのは、これらを推進するために、行政はもちろんですが、農家や消費者、専門家など、市民全体で取り組むものでないとだめだと指摘してきたところではありますが、この点どのように推進されるのかをお聞きしたいと思います。

最後、5番目、12月議会で私の質問に対しまして市長は、「本市独自の農業振興条例制定は考えていない」と答弁されました。また、答弁では、「国の農政は法律に基づいている単なる宣伝的、願いの条例では意味がない。今、たちまち条例化することによって、市の農政、農業振興が図れるものではない」趣旨の答弁でありました。しかし、私は、その考え方は少し農家、市民の思いとは外れていると思います。

確かに、農政は国の方針に影響される大きな産業であります。しかし、これまで言いま

したように、市内農家は現農政に不安を持ち、将来の展望を見出せないでいます。これが現実であります。ですから、それだけに野洲市として農業をどのように位置付け、どのように推進・振興させるのか、すなわち市としての市農業の理念、目標をきっちり持ち、具体的課題も明らかにして、そして、それを農家のみならず行政・市民一体で推進することが必要なのであります。そのために、私は、条例制定は有効なものとするものでありまして、改めて市長の認識と制定の考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、小菅議員の乳幼児健診の一元化についてのお答えを申し上げます。

現在、4カ月児と10カ月児の乳幼児健診は、平成18年より野洲健康福祉センターで一元化しておりますが、1歳半、2歳半、3歳半の乳幼児健診につきましては、野洲健康福祉センターと中主保健センターの2会場で実施しております。

しかし、健診精度を高めるために待ち時間を短くする必要があると共に、会場により対象児数の差が大きく、健診に従事する医師からも健診精度の向上のため、また健診回数増、対象児の平準化についてのご意見を受けております。

そこで、21年度からは会場を一元化し、健診回数をふやすことにより、受診しやすい体制を整えると共に、健診精度の向上と保護者への育児に関する相談の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、公表の時期につきましては、健診が4月より開始となるため、医師との調整に時間を要したこと、速やかに保護者へのお知らせをする必要があったことから、今回の公表となったものでございます。ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、私の方から小菅議員の雇用問題についてお答えを申し上げます。

第1点目の雇いどめや解雇を実施した企業への指導の件でございますが、市としては、企業、事業所に対して雇用の維持、確保等を求めることが重要であると認識いたしております。しかしながら、企業に対する指導などの具体的な手だてや、企業が違法な雇いどめ、解雇を行った場合については、市としては残念ながら対応できず、滋賀労働局に権限があると考えておるところでございます。

市内企業の派遣労働者の雇いどめ、解雇などの調査結果の現状の件であります。2月において、市内企業・事業所への雇用維持等を求める要請書を持参いたしております。その時間を利用いたしまして、企業、事業所の生産稼働状況や雇用状況についてお伺いをしたところでございます。業種によりまして差異はあるものの、製造業を中心に、昨年10月対比で3割から4割、企業によっては6割の受注減であるという厳しい状況をお聞かせいただいたところでございます。

このことから、大手企業におきましては数百人、中小企業におきましては数人から数十人の単位で契約期間満了時の雇いどめ等をせざるを得ない状況にあるとのことでございます。

2点目の市の対策についてのうち、国民年金保険料は、所得の状況等による免除制度や30歳未満の人のための若年者納付猶予制度、学生のための学生納付特例制度がございます。社会保険事務所の広報活動に加えまして、市の広報掲載や啓発パンフレットの窓口配布の他、窓口や電話による制度の説明をいたしまして、周知を図っているところでございます。

次に、国保税、住民税の減免、猶予に係る制度の周知についてでございますが、課税通知書に記載、または別紙で同封する方向で検討をします。また、昨年12月以降の市税の相談で分納誓約を交わしたのは155件でありました。このうち53件が現年分のみの未納者で、納付困難の理由により分納誓約をしたものでございます。

また、生活保護申請や相談の状況でございますが、昨年の12月から翌年2月にかけて生活保護の相談件数は27件、うち生活保護申請件数は24件でございます。うち、派遣解雇に伴います申請は4件、低所得や就労先がなく、生活の困窮による申請は13件でございました。また、障害による就労が困難な申請は2件、病気による就労が困難な申請は5件という状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 小菅議員の雇用問題に関するご質問の中の就学援助費の関係についてお答えいたします。

まず、急激な景気悪化に伴います就学援助費の相談あるいは申請の実態に関しましては、現在のところ、緊急を要する相談等は受けておりません。しかし、昨今の雇用状況から考えますと、対象者は今後ますます増加することが予想されます。就学援助費に関しまして

は、前年所得を認定根拠の1つにしていますことから、事務手続的には今年の所得減少者を認定することが困難でございます。

そこで、これに対応するため、特例的に申請時点での所得減少者に対しましては、失業を証明する書類等を提出していただくことによりまして、当該資料をもって認定の判断基準の1つにしていきたいと思いますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 小菅議員の1点目の公共施設と市民施策サービスについての重複施設の統合・廃止についてのご質問にお答えをいたします。

財政が潤沢な時代に設置されました施設を、これからの人口減少社会におきまして、引き続き維持管理をしていくことは困難であると認識しております。また、5万人の本市の自治体規模の甲斐性にはなっている施設かどうかという観点で今後見直しをする必要があると考えております。

小菅議員のご指摘のように、一般的には、合併により重複した施設を整理・統合するべきことが論じられますが、重複していない施設であっても、政策実現に不必要な施設につきましては廃止とする必要がある他、逆に複数ある施設であっても、地域性や市民サービスの観点から必要であると判断される施設につきましては一概に整理を実施すべきではないと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、小菅議員の3点目の農業問題に関するご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の野洲市の農業の現状と市内農家の声に対する認識についてでございますけれども、農業の現状につきましては、昨年8月に実施をいたしましたアンケートの結果でも明らかのように、小規模な第2種兼業農家が多いと。それから、あと60歳以上の農家が6割近くを占めていると。あと、水田のみを対象とされている農家も6割近くを占めておられまして、生産調整作物の麦、大豆を集落営農で取り組みながら、米は個人でつくっておられるケースが多いものと認識をしております。

農産物価格の低迷及び肥料や農業機械等、生産費の高騰に伴いまして、農業継続に対して不安を抱いておられる声が多いということも承知をしております。それに対しまして、

本市といたしましては、地産地消によりまして農家にとっても利益が上がるような仕組みづくりを推進しておりますが、農家にも協業化等により可能な限り生産費を下げる経営努力をしていただくことが、農業を産業として持続可能なものとするかぎになるというふうにご考えてございます。

そうした観点から、この新年度予算で新たに米の協業化を進める集落営農組織に対して、市単独施策として補助する制度を計上させていただいているところでございます。この制度ですべてが解決するというわけではございません。これは、集落営農を担うリーダーの育成、これもセット販売というか、それもあわせてやらないといけない、それも喫緊の課題というふうに認識をしてございますけれども、持続可能な米農業を展開していく契機になればというふうに考えてございます。

2点目の米の安全と農産物の輸入自由化、特にミニマムアクセス米に関する見解についてのご質問でございますけれども、これはWTO交渉の中で、農産物交渉をやって、当然、その他の輸出産品、工業品等の関係もあります。そういった日本の国益を総合的に判断された結果として、やむを得ないものというふうに受けとめております。

特に、ミニマムアクセス米の国内の用途につきましては、国産米の価格とか受給に影響を与えないように、加工米中心の輸入販売を行うなどの措置が講じられているところでございます。したがって、市内の米農業の体質強化を図ることが喫緊の課題であるというふうに考えて、先ほども申し上げた米の協業化を進める集落営農組織に対して補助する制度を計上させていただいたということでご理解を賜ればと思います。

あと、3点目の集落営農組織の法人化の見通しについてのご質問でございますが、これ、昨日の田中良隆議員に対してのご答弁でも申し上げたとおり、野洲市の水田農業ビジョンでは、23年までに12の集落営農組織を法人化していただくということを目指しておりまして、さらに、議員ご指摘のとおり、5年の猶予というのが示されておるわけでございますけれども、生産調整作物である麦、大豆を中心とした集落営農というのは、本市の集落営農組織の主流でございます。ですから、これを米にも拡大していこうと、その契機となるように新年度予算を要求させていただいているということでご理解賜ればと思います。

それから、あと、4点目の地産地消の推進に関するご質問でございますけれども、地産地消推進協議会といたしまして、おいで野洲まるかじり協議会というのを昨日立ち上げさせていただいたところでございます。

地産地消は、消費者が生産者の顔が見えて、安全・安心な農林水産物を安価に購入できるということだけではなくて、生産者が消費者の顔が見えるということによりまして、農林水産業に誇りを持っていただけるということにもつながりまして、もっと魅力ある農林水産業としていただくということで、双方に利益が上がる仕組みというふうにしていくことがこれからの地産地消を持続可能なものとする上で極めて重要であるというふうに認識しております。

おいで野洲まるかじり協議会では、主に市内の直売所という、生産者と消費者をつなぐこれまでの取り組みを市内全域に広げていこうという方向で進めておりますが、これ、学校給食だけではなくて、社員食堂を持つ企業に対しても取り組んでおるところでございます。事実、野洲産の米ですとか野菜を一部メニューに採用していただけるというような企業も出てきております。この取り組みに関しては、それぞれの企業がそれぞれ独特の流通形態をお持ちでございます。さらに、価格交渉等の問題もあります。そういう点で、一朝一夕に進むということではございませんけれども、今後、市内各種施設にも着実に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、5点目の本市独自の農業振興条例の策定についてのご質問でございます。

これ、先ほどの議員のご質問の中では、策定しないことが農家・市民の意思とずれているというふうなご指摘をいただいたところでございますけれども、昨年8月の農家に対するアンケート、これ、ホームページでも公表させていただいておりますけれども、条例制定に関する意見を出されたのは1件のみでございます。それから、あと、今年の1月から2月にかけて実施をさせていただきましたワークショップの中でも農業振興条例の策定についての要望は一切出てきておりませんので、今のところ、お聞きをしている農家・市民の意思表示というのはアンケートでの意見と、あと小菅議員のご意見ということでございます。

農業をどのように位置付けて、どのように振興するかということを行政主導で進めて、もうまく機能するのであれば本市としてもそういうふうにしたいたわけですがけれども、先ほど議員からもご指摘いただいたとおり、行政と市民が一体で推進していただかなければならないというふうに承知をしております。

ですから、議員とか農業関係者のみならず、市のホームページとか、あるいは広報にも掲載をさせていただきまして、農業農村の将来を考えるワークショップの案内をさせていただいたところでございます。その中で、農業に関心を持っていただいている議員の方々

にもご出席をいただきまして、幅広い視点からご意見をいただいたところでございます。

ワークショップの中で、条例化についての要望に関しては、先ほども申し上げましたとおり聞いておりませんので、昨年8月に実施した、農家からいただいたアンケート結果及び今申し上げたワークショップでいただきましたさまざまなご意見を、来年度見直しをさせていただき農業振興地域整備計画に十分反映させていただきまして、それに基づいて今後の本市の農業農村の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員のご質問にお答えいたします。

農業についての考え方という部分について、私の方からお答えをさせていただきます。

これに関しまして、昨日の田中良隆議員のご質問にもお答えいたしましたけども、基本的に農業というのは、太陽の恵と水と、そして大地の恵。一方、今の一般的な産業であります工業は、化石燃料と鉱物資源を使って生産しています。いい例えかどうかわかりませんが、高速道路を徒歩で移動するような差があると思っています。そういう意味では、通常の産業レベルで比べると、農業と一般の製造業である工業とは太刀打ちができないと思っておりますが、一方、安全でおいしい食を恵んでくれると。あるいは環境の保全、治水を含めた災害の防止という多面的な機能を農業は持っております。特に、地域で安心できる基本的な食べ物が生産されるということは、これは地域にとって物すごく重要ですので、野洲市にとっては農業は重要な産業だと思っております。

そういった観点から、先ほども答弁させていただきましたような、さまざまな取り組みの中で一層農業を振興していきたいと思っておりますが、ただ、それが条例でできるかどうかといいますと、そうではなくて、現場からの発想、現場の課題を着実に解いていくという中で農業の振興を図っていきたいと思っております。

昨日もおいで野洲まるかじり協議会という協議会の旗揚げを一緒にしていただきまして、農業者の方にご参加いただきました。若い世代の方もたくさん参加いただけましたし、JAという組織的なところからも参加いただいております。これからそれぞれの取り組みをうまく伸ばしながら野洲の農業を活性化していこうということで一致をいただきましたので、そういった流れも踏まえながら、元気な野洲の農業づくりに取り組んでいきたいと思っております。

ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） まず、保健センターの関係であります、はじめに言いましたように、主題は保健センターの問題もありますが、全体の公共施設の今後のあり方の問題であります、平成19年の3月議会のときに、今後、公共施設、合併によりましてどうするかということ質問したことがあるのですけども、そのときには、さっき話がありましたように、統廃合や有効利用を検討している指針を策定中である、最終調整をしている、こういう答弁やったのですね。それが変わってきましたね。

その直後に、公共施設の今後の管理等に関する指針ですね。これは4点ありまして、今後指定管理制度の拡大、民営化の推進、外部委託の推進、それで、今回質問しております類似施設の公共施設のあり方、4つを書かれているのですけど、今質問している今後の公共施設のあり方についてはどうするかということは、公共施設類似施設の紹介をしているだけで、方針が全くないのですね。あえて言うなら、今後の方針というところで、結果的には1行、中主公民館別館を廃止します、それだけなのです。

だから、さっき言いましたように、私が言いたいのは、合併したことによりまして、今後、まちづくりの観点から大局的にどうするかということをもっと検討しなければ、今回のように保健センターにおいても場当たりの観点になる、また、今後違う施設がそういう観点で検討されれば、私はセレクト主義じゃないですけど、どうしても中心部中心の公共施設の位置付けがされたりして、さっき質問がありましたように、周辺部がより一層さびれる。だから、全体として将来を見据えて、大局的にまちづくりの観点から全体をどう考えるかということをもっときちんと考えた上で、今後どうするかというのを明らかにしなければだめだと思うのです。

だから、結論的にもう一度お聞きいたしますが、今後の方向は、基本的にまちづくりをどうするのか、どういう施設を位置付けるのかという基本方針なしには、今回のような場当たりのことはしないということをひとつ約束していただきたいのです。その点、どう考えておられるかお聞きしたいと思います。

それと、雇用の問題であります、この間他の市町村の対応を見ていまして、確かに市長が振興助成金を補助している企業を中心に緊急要請されたことについては、先ほど言いましたように、大いに評価させていただいています。多分野洲市だけではないかと思うのです、県下で、草津市が、商工会議所、そこには要請もしたりしているらしいですが、個々の企業について要請しているところは余りないみたいです。甲賀市は郵送で各企業に

要請しているみたいですね、市長名で。

そういう意味で、今言いましたように、評価はさせてもらっているのですが、今後の方向なのですね。例えば、いま一度確認も含めて少し指摘しておきたいのですが、実際、野洲市における派遣労働者中心の解雇、雇いどめは多いと思うのですが、先ほど、各企業数百名から数十名と言われましたが、実際は具体的にお聞きしているのでしょうか。漠然とじゃなく、具体的な数字を教えてくださいと思うのですね。それを前提にしないと話がよくわからないので、お聞きしておきたいと思います。

それと、これも確かに行政が、権限がどこまであるかないかということは別であります。問題はありますが、やはり市内企業ですので、雇いどめ、解雇をした企業、それどころか、昨今問題になっております違法な雇いどめ、解雇をした企業、こういう企業が判明した場合は、引き続き、これは当然行政としても指導すべきだと思うのですね。

それで、もう一步踏み込めば、この振興助成金が税収入を目的としつつも、雇用の確保が大きな目的の1つでありますので、少なくとも違法解雇が判明すれば振興助成金は、条例の趣旨から反しますので、これは当然停止すべきだと思うのですね。そういうことも含めて、この市の基本方針も必要だと思うのですね。その点についてどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それと、農業問題であります。市長、実は私がもともと農家の出なのですね。市長もそうだと思うのですね。それで、市長自身も農家の出身であれば、亥の子というのはご存知ですか。起源は、平安時代に中国から日本に伝わった行事なのですが、無病息災、子孫繁栄、商売繁盛、いろんな形で現在までに伝わっているわけなのですが、農村集落で行われている亥の子というのは収穫祭的な意味で行われてきたのですが、つまり、春に山から降りてきた田んぼの神様に収穫を感謝し、地面をたたいてその神様を山に送り出す行事なのですね。これ、私が知ったのは、先月の21日に兵主のコミセンで福祉を進める会主催で行われた兵主学区再発見という事業に参加して知ったのですが、当日、子どもが実演しまして、わらを棒状にしたものを地面にたたいて、収穫に感謝する意味の歌を歌うのです。これは、昔あちこちであつたらしいのですが、市内では、今ほとんど忘れられようとしているというか、今では兵主学区を中心に5集落だけらしいのですが。

言いたいのは、この説明のためじゃないのですが、この亥の子の行事も、日本の農村集落における伝統行事なのですね。だから、日本は歴史的に狭い国土で農地を家族が代々耕作し、農業を発展させ、維持してきた、そのことによって農地と環境、ひいては農村集

落を守ってきた、これが日本農業なのですね。最後、そこが言いたかったのですけども。しかし、現実の農業は、先ほど言いましたように、貿易摩擦のツケを農業に押し付けまして、農産物の輸入自由化とか、そういう中で食料主権を放棄し、自給率も低下させてきた。そういう反省なしに、より一層市場原理を強調し、国際競争に勝てる農業が必要として中小切り捨て、大規模集約化を進めてきたのです。これが今の国の農政なのですね。だから、一番初めに言いましたように、自治会長さんにしても、先ほど比留田の例も言いましたが、市内アンケートでも本当に疲弊している、どうにもならない、後継ぎもいないと。しかし、政府はそんなことおかまいなしに集約化、大規模化オンリーで今までの、さっき言いました営々と育ってきた文化・伝統も壊して農政を進めているのですね。

これが、先ほどの政策監の答弁は、あなたは国家公務員で国の農政を野洲に具体化してきているのか知らないけども、野洲の農政、ひいては農業とさっきの農民の声、本当に自民党農政の、WTO路線以来、野洲市の農業はよくなったと思っているのですか。どうお思いですか。よくなりましたか、この十数年間で。よくなったか悪くなったか、はっきりもう一遍答弁して下さい。わからなくして政策監と言えませんので、改めてお願いしたいと思います。

それと、集落営農であります。私、断っておきますが、中小農家、家族農家も含めた農業振興、これを機軸に置くべきだというのが持論ですが、だからといって、大規模農家とか集落営農路線がだめだと言っているわけではないのですよ。これ、団体あるいは農家の方々は当然生産の中核をなすわけでありまして、支援育成も必要だと私は思います。しかし、国が進める大規模化、集落営農化の今の考えでも、それでも実際は大変なのです、現場は。比江の大規模農家の方に――比江というのは私の地元ですが――聞きましたら、実際、今やっておられる方でも、自分がつぶれるか農機具がつぶれるか、どちらか先につぶれたときはもう農業をやめると言っておられるのですよ。そういう方々相手にあなたは集落営農しなさい、大規模化しなさいと言っているのですよ。そんなことで集落営農は進みますか、本当に。

それと、ある自治会では、集落営農組織を立ち上げようとして相談されたのですよ。しかし、その相談のメンバーが、一番若い方が50歳代。あとのメンバーは60を超えて70代前後の方が集落営農、どうしようと言って相談されているのです、立ち上げようかどうか。とても立ち上げて続けられますか。だから、そういう状況の中で本当に法人化ができるのか。現在、市内24組織、集落営農されていますが、とりあえず12組織の法人化

を目標にと言われてはいますが、これ、ちょっとお聞きしたいのですけども、なぜ12が目標なのか。12は目処がついたからなのですか、その点お聞きしておきたいと思います。

私、これ、単に悲観的なことばかり言っているわけではないのですよ。誠に、あなたも含めた国の言っていることは現実離れした政策だから言っているわけなのですね。その点についてお聞きしておきたいと思います。

それと、市長、最後、条例の件なのですけども、私、今回、市長の一連の昨日来の農業の答弁を聞いていると、市長の思いは一定、はっきり言いまして、前の市長よりも伝わってきます。問題は、再三指摘していますように、この思いを農業者のみならず、行政も含めた市民一体で取り組む農業振興につなげる、そこが大事だと思うのですね。だから、その関係で、一番初めに言いましたように、私が言っているのは、決して宣伝的ではなく、願いの条例ではなく、そして国の下請的条例ではなく、本当に農村集落と農業環境を守りたい、まちづくりの観点からも市としての独自の確固とした方針、つまり、これはいい意味での市と農家と市民を縛る、だから、そういう意味で必要だと思ったのですね。その点お聞きしておきたいと思います。

政策監は、市民・農家のいろんな要望は1件、2件しか聞いていないと言われてますが、そういう思いで農政をしてもらっているのですよ、今。そんな思いでは絶対野洲の農業は育たないと思います。今、一連をいろいろ言いましたが、最後に、それも含めて改めて市長にももう一度お聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、施設の統廃合に関してでございますけれども、今回の健診は場当たりのやったわけではございません。

まず、全体像につきましては、今ご指摘のように、まだ整理がされておられません。宿題が果たされていないというふうに考えております。それで、今回の議会でも申し上げますように、集中改革プラン、5月にまとめさせていただきたいと思っておりますけれども、その中で、完璧になるかどうかは別ですけども、一定施設に関しても整理の方向を出させていただきたいと思っております。

ただ、今回の健診につきましては、先ほども部長が申しあげましたように、既に4カ月児、10カ月児については現在のセンターでやっております。ですから、医師の提案、あるいは待ち時間ですとか、効果的な健診をしていただくという観点で、既に4カ月、10

カ月でやっていただいたのを前提にして、その経験も踏まえて統一したということでありまして、施設の統廃合と絡めて議論すべきではないという判断のもとに行ったものであります。

あと、農業につきましては、条例ということにつきましては、やはり条例によって物事が解決されるのか、先に、これまで余り動きがなかった農業施策を少し動かしてから計画なり、あるいは何らかの制度化を図った方がいいのではないかという観点から、現時点では、条例については考えていないということを申し上げているわけです。

特に、集約化、集団化につきましては、これは一定の方向だと思いますけれども、昨日も申し上げましたように、何か誤解があつて、百姓という言葉を使ったら、これ、使つてはだめな言葉ではないのですけれども、使わない方がいいのではないかというご指摘もありましたけど、これをあえて私が使ったのは、百姓というのは農業者と一緒にだというふうにならずと思われていたのですけれども、あえて名前を挙げますと網野善彦という中世の歴史学者が自分で調査をして、百姓というのはさまざまな仕事の中で農業を主体にしつつ、工芸品をつくったり、あるいはいろんな仕事をして構成されていたというのが、これは1つの、ある意味で歴史的な発見でありまして。

ですから、従来、日本の中には完全に農業で生計を立ててきたことはなかったというのが現在の歴史的な知見であります。ですから、そういう意味で、日本の水田農業、特に、なかなか地形が多様化している中で、集約化ができる部分と、やはり農業は必要ですけれども、集約化ができない部分というのがあると思っていますので、野洲市においても大規模が図れる地域と、図れなくても農業が産業として必要な地域、これは方向付けを変えて、きちっと取り組ませていただかないといけないと思っておりますので、その点に関しては国の施策に一方的に従つてというふうには思っておりません。ただ、それを、先ほども言いましたように条例でいきなりやるかどうかということについては、もう少し動きを見てから取り組ませていただきたいというふうに思っております。

それと、政策監は国に採用されていますけど、今は野洲市の職員として一生懸命やっておりますので、それは全然、国の農政の受け売りを野洲市でやってもらうということではないと思っていますし、本人もそのつもりで頑張っているということも申し添えさせていただきます。ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、小菅議員の再質問の中で、雇用問題に係る部

分で、2点ということでお答えをしたいと思います。

まず、派遣労働者等の違法解雇の具体的な数字ということでございます。

最初の答弁の中で、状況把握というか、企業訪問のときに聞き取りをさせていただいたというようなことも申し上げましたので、最初の答弁の中ではパーセントという、そういうことで申し上げました。具体的な数字なのですが、なかなか、企業さんも情報を出していただく企業さんもありますし、やはりできないという企業さんもございますし、傾向的に伺ったということもございます。そんなことから、申し上げる数値は持ち合わせておらないわけですが、全般的なことではありますと、市内の企業さんにありましては、契約期間満了までは当然当初解雇といいますか、そういうのはしないよというのが大方のお考えでございました。

ちょうど、法律改正から年度末で3年ということで、3月末の契約期間が切れるという方もかなり多うございますし、あるいは12月いっぱい切れる方もございますので、そういう部分では状況は伺いをしたところですが、なかなか具体的な数字まで教えていただけなかったということで、ここで申し上げる数字はないということでご理解いただきたいと思います。

それと、もっと厳しい指導をとという話もございましたが、これも市の権限といいますか、そういう部分ではなかなか踏み込んでいけない部分もございますので、これについては国、県の方にもっとお願いするべきことかなというふうに思います。しかしながら、できる限り情報把握とか、あるいはお願いできる範囲では、企業訪問等も通じまして情報収集にあたりたいというふうには思います。

それと、2点目の工業振興助成金の趣旨から雇いどめ等はおかしいのではないかとということでございますが、工業振興助成金は平成17年3月議会でお願した件でございますので、こういう状況は当然想定もしておらないわけでございますので、その条例の中にはそこまでは当然踏み込んで入ってございませませんが、ただ、工業振興助成金の中には雇用促進助成金というのが多くございます。それで、それも一定の工業振興助成金全体を交付するにあたっての条件の1つでもございますので、それについては的確に守っていただくということでございますので、その分では皆さん苦しい中ではございますが、振興助成金を交付する企業さんにとっては、市内在住者から新規の雇用については頑張っているのではないかとこのように思います。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、小菅議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、私もこの1年間住みながら、まだ実は亥の子という行事を存じ上げていなかったものですから、いい行事を紹介させていただいたことはありがたいというふうに思っております。

私も実は兼業農家ということで、昔から祭りというのは水田文化に根差したというか、それに起因したようなものが多数あると思います。それで、本市においてもそういう祭りというのはあったけども、かなりすたれているような祭りというのも多数あるかと思っております。ですから、当然そういった文化というのはこれからも大事にしていかなければいけないというふうにも思っています。

そういう中で、大規模農家だけを大事にするような日本農政のやり方はとかいうようなご批判というのがあったかと思っております。ただ、集落営農というやり方なのですが、これは全国の中でも滋賀県がかなり先駆けて集落営農というやり方をやっていたり、それが全国に広がっていったような、そういうようなシステムだと思っております。

先ほどご指摘いただいた、農機具が耐用年数を過ぎたというか、壊れてしまったら農業をやめようかというような方もいらっしゃるやにお聞きさせていただきましたけれども、そういうのも集落で守っていこうじゃないかというような、例えば、農機具がつぶれたら、その隣の機械がある方と一緒にやっていただくとか、そういうような形が、まさに集落で農地を守っていくというような姿なのかなというふうに思っております。

それから、あと、高齢化の関係の話もご指摘があったかと思っておりますけれども、これは確かに、今、集落営農の担い手といっても、なかなか若い方がなっている方が本当に少数でございます。これはいろんな問題が起因して、もちろん小菅議員がご指摘されたように、米の値段がどんどん下がってきているというような中で、なかなか農業だけでやろうと思ってもしんどいよねということで、どうしても働きながら米をやろうかというような方が多数いらっしゃる、これが今の現実だと思います。これは、昭和40年ベースで考えて、1人1年当たり大体115キロ食べていたわけです。それが今、平成19年の数字ではそれが61キロになっちゃっていると。そういうところから、かなり米の生産調整をやってもなかなか、米の値段が維持できないというのも今の農業の現実だろうというふうにも承知をしております。

そういった中で、うちも地産地消の推進というのは、どちらかというところだけじゃなくて、本当に小規模で、例えばちょっとした直売所に野菜を出されているような方々、そういった方々にも手を差し伸べるような施策というのがこのおいで野洲まるかじり協議会というような形で、まさに生産者と消費者をつなぐ、これを見せる、どんどん広げていくことで、これだったらもうちょっと魅力が出てくるかなと、そういう期待も込めておいで野洲まるかじり協議会というのを立ち上げさせていただいたということでご理解をいただければと思います。

それから、あと、組織集落営農組織の24組織のうちの12という法人化の目標ですけども、目処がついているのかというと、正直言ってまだ十分目処がついているわけではございません。その時点では、24のうちのおおむね半数を目標としようということで12という形でさせていただいています。我々もできるだけそれが達成できるように、その契機となるように、今回、新規制度で水田を新たに協業化に取り組んでいただくような、そういうような取り組みも含めて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） それでは、暫時休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時14分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第11号、第4番、立入三千男君。

○4番（立入三千男君） それでは、質問に先立ちまして、まず申し述べたいと思います。

アメリカのサブプライムローンに端を発した100年に一度と言われる世界の金融危機、そして世界の同時不況、こうした中、一日も早い金融危機を脱し、経済が回復、景気の浮揚を願うところでございます。

そうした昨今の社会経済情勢の厳しい中、当市の法人市民税、当市だけではございませんけれども、全国の各自治体の法人市民税が大幅に落ち込み、平成21年度の野洲市の当初予算は超緊縮型の厳しい予算編成であり、より一層行財政の効率化を押し進めねばならないと思います。このような時期での山仲市長の行政手腕に大きく期待するところでございまして、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そして、先の定例会、12月議会で私は、一般質問の中で各事業のコストの算出をし、コスト意識を持って業務の遂行、また積算にあたられたい、このようなことを指摘し、行政コストの算出を求めておりました。その後、いろいろ担当課とお話をさせていただきました。

そういうふうな中で、実は総務省の方で、地方公共団体における行政改革の推進のための指針として公会計制度の取り組みを求めておられまして、ホームページを開かせていただいた。公会計制度とは、現金主義、単式簿記とする現在の地方自治体の会計制度に対しまして、発生主義、複式簿記などの企業会計手法を導入してというようなことをございまして、その中では、貸借対照表、バランスシート、また行政コスト計算書、そして資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を整備することが各自治体に求められているところでございまして、本市においては、平成20年度の決算時に公会計制度により各事業の行政コストを算出しようとしているところでございまして、私は、この公会計制度が総務省より出されており、各自治体で取り組まれている、現在はいろいろなことで研修中ということをございますけれども、このような全国統一、東京都と岐阜県では違うということをお聞きしているのですけれども、全国統一のこのような公会計制度ができれば、各自治体の行政コストを開示させてもらえる、隣のまちと比べてどうだということでもコスト意識を大いに持ってもらう、コストの削減にもつながっていているということで、総務省のこの指針に対しまして心から感銘をしているところでございます。

それでは、本定例会で通告させていただきました2点について質問いたします。

過日の職員の不祥事、飲酒運転で交通事故でございますけれども、当事者本人から退職届が出されている、また有給休暇中ということで、当事者本人のみの処分、懲戒免職でございます。しかし、私は、この職員さん、この当時の現時点では市職員としての身分を保有し、在職中でございます。このような例はいろいろございますけれども、これもいろんな自治体での交通事故、飲酒運転、不祥事、いろいろホームページを開かせていただきました。このようなときには、当事者本人のみの処分でなく、職員の管理監督責任で、市長をはじめ他の特別職、また直属の上司等が懲戒処分をされているところでございまして、職員の懲戒に関しましては、野洲市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例規則が制定されておりました、今日の当該職員の場合もこのような懲戒に関する条例規則にのっとって処分されたところでございます。

私は、実は、今も申し上げましたように、何らこのような身分、まだ野洲市の職員とい

うような身分を保有する中で、当該職員だけの処分はいかなものかと。何や、トカゲのしっぽ切りのようなことを思うわけでございまして、特に特別職の指導管理、監督ミスということで、私は特別職のこのような何らかの処分は受けて、市民感覚はやはり私と同じ感覚だと思えますし、ここにおいでの方の理事者、執行部の皆さんもそうですし、議会の議員の皆さんもそうだと思うし、傍聴の皆さん方でも私の思いは同じだと思うのですが、当該職員だけの処分はいかなものかということで、市長に対しまして、このような私の言おうとしているところに対しまして考えをお聞きいたしたいと思えます。

それと、もう一点、年末の仕事納め、年始の仕事始めについても市長のお考えをお尋ねいたしたいと思えます。

野洲市の行政では、旧態依然として御用始め、御用納めの時代の感覚で、勤務時間内で実施をし、また、職員は業務中でございますから公用車での出席をしている。とりわけ、本年の小劇場で行われました仕事始め式について、周辺の住民の複数の方より電話があったわけでございますけれども、野洲市の行政の皆さんは、昨今の社会経済情勢を、また市民感覚から大きくずれているじゃないか。そうした中、あの小劇場での仕事始め式、本年に限ったところではございません。何年か前からずっと、仕事始め式には小劇場で実施されているということは承知をいたしておりますが、その中で、住民の皆さん方より、新市長の山仲市長に対する期待の大きさということで、山仲市長に期待していたのに残念だというような連絡でございました。

やはり、大きく市長が交代されて、新市長の山仲市長にいろんなことでこのような社会経済を踏まえて期待させているのだなという思いもございましたし、今年だけしたのではないということも言っていたのですが、なぜあの場所であそこまで行かないといけないうのかなという思いでございますし、訓示は時間内というようなこと考え方も1つだと思うのですが、先ほども申し上げておりますように、大きく社会経済情勢が変わっている中、昨今、市民感覚も大きく変わっているという中で私のこのような質問をいたしているわけでございまして、今後の仕事納め、仕事始め式のあり方を市長にお尋ねをいたしたいと思えます。

以上、簡単でございますけれども、理解の得られるような丁寧な回答を求めたいと思えます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 立入議員の2点のご質問にお答えをいたします。

お答えするに先立ちまして、改めまして、今般の職員の不幸事につきましては、市民の皆様方、議員の皆様方に対しまして心より深くおわびを申し上げさせていただきます。

さて、ご質問の法令違反での関係者の処分につきましては、本件の場合は、当該職員が長期の休暇中に起こした飲酒事故であったことから、上司の管理監督責任を問う合理性がないということを判断いたしまして、私も含めて本人のみの処分としたところであります。

合理性のない処分をするということ、いわゆる心情的、あるいは恣意的に処分をした場合、やはり組織としては、あるいは市民の方もそういうような行政手法をとるのかというふうにご理解される可能性もあると思ひまして、現行の市が持っております制度に照らし合わせていただいて、合理的な判断として今回の処分に至ったものであります。

しかしながら、本市の職員が飲酒事故を起こしたという事実は厳然とした事実でございますので、このことを真摯に受けとめ、交通安全の研修あるいは意識の改革、そして、改めて法令順守に努めてまいりたいと考えております。今後ともご鞭撻をよろしく願ひいたします。

続きまして、仕事納め式、仕事始め式の時間外実施についてのご質問にお答えさせていただきます。

仕事納め式及び仕事始め式につきましては、その趣旨を考えますと、市政における1年間の成果や方向性を職員に対し、直接私が指示、伝達する重要な機会であり、業務であると考えております。したがいまして、勤務時間に開催すべきものと考えております。

野洲市におきましては、職員全体が集まれる施設、場所がございません。市によっては、基本的に全職員が一堂に会する場所等がございます。したがいまして、野洲市の場合は、そのときだけ使える施設を使うということで、やむを得なく移動が伴うということになっておるのかと考えております。

私が就任した後、庁議とか、あるいは所属長会議につきましては、かなり煩雑、あるいは職員が合理性なく集まるということもありましたので、効率的に開催するよう改善を加えてきたところでありますので、今後も引き続き一層の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、立入議員のご質問へのご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 立入三千男君。

○4番（立入三千男君） ただいま市長の方から市長のお考えのご回答をいただきました。

1つの方の交通事故の件でございますけれども、私の言おうとしているところは、各議員

の方にこの職員の飲酒運転による交通事故に伴う処分についてということで、ファックス、メールがございました。その中の文面にも列記されておるのですけれども、本市全体の信頼を著しくこうむったということでの処分ということでございまして、私は、今言うように、それやったら指導監督はどうなっているのだというようなことで、先ほども申し上げておりますように、職員にはそのような懲罰規定がございます。私は、企業でいえば役員、また行政でいえば特別職、我々議員もそうでございますけれども、このような各自治体での懲罰規定はございません。やはり、部下、また職員のそのような社会に与えた、信頼を裏切ったというようなことでの身の処し方は自らがするものだと私は思っておりますし、そうした背景の中でそのような規定もないというようなことを承知しておるわけでございます。

いま一度、私は、処分の何をせよというようなことではございません。何ら、今言うように、特別職、職員の指導監督、管理をしていかないといけない、そういうふうな立場の者が何らそのようなことをしていないというようなことはいかがかなという思いで、幹部の職員さん、皆さん議場においででございますけれども、私の考えが間違っているのかなというようなことをお思いならばそれで結構ですし、私は一市民という感覚で皆さん方に問いかけているということで、再度市長の答弁を求めたいと思います。

それと、仕事始めとか仕事納めと、このようなこと、一堂に会するというようなことであつたら、何も一堂に会しているといっても、いろんな事業下にはある、電話で対応するなら窓口業務で対応しないといけないというような、そのような待機職員というのは必要でございますけれども、時間外ならばどこでも、みんな全員来てもらってできる、今言うように、マイカーで出席してもらえるとということでございまして、時間内にしないといけない、多分市長だけだと思っておりますけれども、市長の向こう1年間の抱負、そしてこの1年間を総括してのご挨拶があるというような訓示だと思っておりますけれども、職員を一人でも多く集めるというならば、私は勤務時間外にしてきたらいいという思いです。

そういうふうなことで、全体を集めるのか集めないのかと議論したら、私の考えはそうですし、私は、今言うように、わざわざあの小劇場まで行かなくても、コミセンやすの2階でもよろしい、また、場合によつたら幹部だけになるのですけれども、第1委員会室でそのような指揮をお願いしたいし、逆に庁内放送を通じて職員個々の皆さんに市長の考えておられる訓示を職員が聞くというようなことで、そのような方法もございます。

特に残念なのは、時間内、9時からということで、ここから小劇場まで出席される職員

がぞろぞろと、車で通行される知り合いの方に「何だね、あれは」と言われました、私に。もちろん、先ほど申し上げますように、この駅前周辺の皆さん方から、複数の方より連絡があって、「何だね、あれは」、そのようなことで、私は、今言うように、これやったら向こうの方に招集というようなことで、時間内じゃなしに、やっぱり時間外にしないといけないと思いますわ。時間内ならば、公用車で来ていますから、あの駐車場でも公用車ばかりがずらりと並んでいたということで、これも聞いております。

私は、今言うように、わざわざ全員を集めるならば時間外で、そして、あの小劇場でわざわざしなくても、ここから行くというその道中で職員のその行く姿を見て、住民の皆さん方から市民感覚でおかしいじゃないか。リストラされた、ワークシェアリングになってきて、いろんなこと、厳しい目に遭っている。先ほど、皆さん方から質問されている派遣切りやらされている。このごろ、私が知っているのは、正職員でも肩をたたかれて、まだ50そこそこなのにやめないとならないのだと、そういうような厳しい背景を、今言うように、市職員の幹部の皆さん、また市長はどのように思われて、従来と同じようなことを設定されているのかなという思いで、私の言おうとしているところはそのようなことでございますし、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 立入議員の再質問にお答えさせていただきます。

職員の処分につきましては、先ほども申し上げましたように、やはり合理性が必要かと思っております。それと、改善の余地があったのか、再発防止の観点も必要かと思っております。

今回の件につきましては、直接の上司、そして私どもも含めて何ができたのか、この件に関しましては、通勤途上でもございませんでしたし、かなりの長期の休暇です。そうすると、責任と権限、それを考えますと、今回に関しては合理性がなかったというふうに考えております。

それと、仕事始め、仕事の最終日、これにつきましては、時間外だったら全員を集められるとおっしゃるのですが、時間外ですと任意になると思います。それと、直接、個々の日常レベルで私は分庁舎にも行ったり、課を回って接するようにはしていますけれども、限界があります。1年に一度、全職員には、仕事の始まる仕事始めの日ですけれども、この日だけということですので、放送でもなく、あるいは文書でもなく、直接顔を合わせて生の声で話をさせてもらう。場合によっては、終わった後も少しすれ違った人にしゃべる

という機会も必要かと思っておりますので、そういう判断で今回いたしました。

ただ、職員の歩き方ですとか集まり方、これに関してはまた、もちろん市民からご理解を受けるような横断歩道の渡り方ですとか歩道のあり方、これについてはやはり、改善の余地があれば心がけさせていただきたいと思えますけれども、これは時間外にやらないと、時間外だったら、細かいことを言いますと、超過勤務手当を払ってやらない限り、だめだと思っております。

これは、また、先ほど小菅議員もおっしゃいました施設の問題に絡みますけれども、一堂に会する施設がないというのと、もう一つは分庁舎、本庁舎に分かれているという、こういう施設の問題もありますので、最大限市民の方のご理解が得られるような形で、少なくとも年1回は全部職員に直接接する機会を持たせていただきたいというふうに思っております。

仕事の最終日には、これも管理職ですから、コミセンを使っております。それについても、管理職ですから、これに関しては強制的に職務ということで、時間外ということもあり得るかと思えますので、近隣の状況も見ながら、うちにはそういう形でやっているところもあるみたいですから、これは検討の余地があるかなというふうに思っております。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 立入三千男君。

○4番（立入三千男君） 再度お尋ねをしたいと思うのですが、先ほどもこのような交通事故での処分でのファックスの中で、今後全力を挙げて真に実行性のある再発防止策に取り組み、飲酒運転の根絶に努めてまいります。

具体的にどのようなことをその後されたのかなということで、この間、2月8日にこのような事故が発生してから一月半ほどになるのですが、そうした中で、やっぱりこのようなことの意識の高揚といいますか、初歩的な交通道德といいますか、交通ルールとの周知徹底だと思っておりますけれども、直ちにこのような取り組みをされているのかなという思いで、この点についてお聞きをしたいと思えます。

それと、先ほどの仕事納め、仕事始め、これについては、市長と私は全然根本的に違う。私は、先ほども言われた社会経済情勢が大きく変わっている中で、昔の御用始め、御用納めというような段階やったらそうですけれども、大きく世の中、物事の説明責任、自己責任、そのことが問われるという中になっておりますので。横断歩道の歩き方を言うとか、そんな次元の話じゃございません。

隣の守山でも、隣のホールでされています、これは全員じゃないと思うのですけども。それも仕事の時間で、今言うように、市長と議長の挨拶だというようなこともお聞きをしているのですけども、一堂に集めてそういうようなことをするのが一番いいのですけども、生に市長のこの1年間の訓示というようにお聞きするのが、職員は肌で感じますからいいのですけども、そういうような場所がないというのはあれですねけども。

今、市長は、職員が歩いている姿を見て何も思われぬのかなと。駅前の方が、今でもまだ言われます。私が言っているのは、山仲市長に対する期待、今までの従来のそういう取り組みじゃなしに、新たな、このようなことをしている。先ほども言いましたように、こういうふうな厳しい予算の段階でも、私は、鋭意山仲市長の行政手腕を大きく期待したい、できるだろうと。してもらえんと思うというよりも、していますし、そして、今申し上げているこのような2点につきましても、山仲市長ならば、私は何らかのお取り組みをいただいて、このような市民感覚で、皆さん方がそら、そうだとされるような、私はそのような式典なり、いろんなことをお取り組みいただけるというようなことで、再度お願いをしておきたいと思えます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 立入議員の再々質問にお答えをいたします。

この職員の起こしました不祥事後の職員へのそうした取り組みというのですか、対策をどのようにということでございました。

まず、この不祥事後、今年2月17日付で全所属長に飲酒運転禁止及び交通法規遵守の徹底ということで通知をしたところでございます。その後、この通知を受けまして、所属長の方から各部の課内会議なり、あるいはまた所属もとの朝礼等々で所属長の方からこの旨を指導しながら交通安全に向けてのそうした徹底を図ってきたところでございます。

あわせて、2月24日、27日両日にかけて全職員を対象にいたしまして交通安全の研修会の実施をいたしましたところでございます。さらに、そうした意識を高めるためにということで、守山警察の交通課の方から講師としてお招きをいたしまして、そうした意識の高揚、そして、こうしたことのないよう徹底を図るために実施したところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

(午前 11 時 41 分 休憩)

(午後 12 時 59 分 再開)

○議長 (河野 司君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第 12 号、第 16 番、本田章紘君。

○16 番 (本田章紘君) 16 番、本田章紘でございます。一般質問も 2 日目の後半となり、お疲れでございましょうけども、誠意ある前向きな答弁をお願いして、質問に入ります。

本日、3 件の質問をいたしますが、代表質問や一般質問で他の議員と重なる部分もございしますが、通告に従って質問を行います。

まず、第 1 点目でございますが、中期財政改革の見通しと新たなるまちの活性化に向けて、アメリカの実態を伴わない投機的マネーゲームに端を発した金融不安は、世界経済の先導的な役割を担っていたアメリカの覇権社会の崩壊となって、その影響は、日本の雇用社会まで崩壊しかねない状況となっております。日本のよき伝統として守られてきた雇用形態は、雇用環境になじまない改悪によって多くの被害者を生み出し、立ち直りが予測できない状況となっておりますが、あけてはならないパンドラの箱をあけてしまった結果ではないでしょうか。

今日の日経経済新聞で、世界の工場稼働率は通常の 6 から 7 割になっていることから、2007 年レベルの生産に戻るには 2012 年以降と予測されています。このような背景の中で編成された平成 21 年度の予算は、法人市民税の急激な落ち込みで大変厳しい編成となりました。自主財源の多くを依存する企業の回復見通しも予測が立たない状況となっていることから、積極的な自助努力によって財政の立て直しを図る必要があると判断しています。

本市が法人市民税の急激な落ち込みによる財政の悪化を経験するのは今回で 2 回目であり、背景は異なりますが、企業城下町として一部企業の法人市民税の税収に依存して、根本的な対策ができていなかった結果であると言えるのではないのでしょうか。私は、この責任は行政のみでなく、市民の負託を受けている議会にも一端の責任があると考えています。

このような世界的な景気の減退であることから、景気の回復には国の施策に期待する部分が多いことや、企業の回復が予測できない状況であるならば、自らが思い切った歳出の削減や新しい歳入の道を切り拓かねば、新しいまちの展開はされないと受けとめることが必要だと考えます。現段階において、今後 5 年間ぐらいの中期的な歳入回復の予測は期待

できない状況の中で、市の財政見通しをどのように立案されるのかお伺いいたします。

1つ目、景気の回復や企業の立ち直りによる法人市民税等を含む歳入見通しをどのように計画しているのか。2番目、歳出の削減に対する施策はどのように取り組まれるのか。3番目、高齢者福祉が厳しくなる中で、補助金行政はどのように取り組まれるのか。4番目、新しい税収の開拓はどのように考えているのか。5番目、財政の厳しい中でのまちの活性化をどのように推進するのか。

これからお話することは他の議員が得意とされる分野でありますけども、改めて、私もこのような夢の話も語ってみたいと思います。

現在の野洲の観光資源をどのように変え、かつ活用するのか。また、新しい観光資源を開発してはいかがでしょうか。

琵琶湖周辺のJR線が環状線となっていることから、現在、米原駅から木之本駅までで不定期に運行されているSL北びわこ号をSLびわこ周遊号として定期的な運行をしてみたいはいかがでしょうか。SLの人気は依然として高いものであることから、沿線各駅の観光資源をSLびわこ周遊号でつなぐことで、沿線の各まちの活性化を図る施策として、我がまち野洲から発信してはいかがでしょうか。

大きな2項目め、野洲駅を中心とする整備をどのように進めるのかお尋ねいたします。

野洲駅を中心とする都市再生整備計画を見直す方針が提示され、同計画の実現は改めて見直されることとなりました。この計画に盛り込まれていた野洲駅周辺のバリアフリー化も実現が先送りとなった関係から、せめてバリアフリー化だけでも実施できないか伺います。

野洲駅南口の菓子店周辺から南口エスカレーターに向かう歩道は、タクシーの待機場所との境界に段差があって、歩行者は危険を承知で車道やタクシーの待機場所を通行する等の迂回をしています。野洲市交通バリアフリー特定事業計画からも駅の整備計画にあわせて実現・実施するとして、取り残されております。

都市再生整備計画の見直しには一定の理解を示しますが、歩道のバリアフリー化は先送りするべきでなく、今すぐにでも実現するべきだと考えますが、見解を伺います。

3番目、同和行政の一般施策への移行ということで質問いたします。

現在、野洲市で行われている同和行政は、その根幹となっていた法律がなくなってからも今日まで差別があると言われて、個人施策も実施されてきました。しかし、これまで取り組んだ結果、当初に掲げられていた多くの問題は解消されてきたのではないかと判断で

きる状況にあるのではないのでしょうか。

野洲市の財政状況の悪化、100年に一度と言われる景気の後退からくる雇用不安を抱えながら、企業で働く現役世代、年金に老後の生活のすべてを頼っている高齢者、収入は少なくなっても、減らすことのできない教育費、負担はますます大きくなる要素を呈している国民健康保険や介護保険、そして後期高齢者医療保険と、すべての市民が先行き見通しの立たない大きな不安を抱えながら生活しています。野洲市に比較して、より多くの問題を抱えていた大阪市や近江八幡市等が同和行政の終結と一般施策への移行を成し遂げました。市長の思い切った施策の転換を受けて、当該地の住民の方々と積極的な対話がなされてなし得た結果であると判断しています。

いろいろな思いはありながらも前に向かって進む中で、解決策が話し合われたことが一般施策への転換の原動力となったのではないのでしょうか。同和行政の原点を一般施策に置いて、胸襟を開いて話し合いをし、まだ十分でない施策は継続すればよいのであります。

以上の観点から、同和行政の一般施策への転換をどのように取り組んでいくのか、当局の見解をお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 本田議員の1点目の中期財政改革の見通しと新たなるまちの活性化についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の歳入の見通しでございますが、法人市民税の低迷は来年度以降もさらに悪化すると予想しております。この状況は数年間続くものと予想されます。したがって、今後、数年間は法人税を期待する歳入計画はできないと考えております。

次に、2点目の歳出の削減についてでございますが、市民サービスの適正化を図ることや、施設の維持管理コストの削減も必要でございます。また、当面の危機的な状況を市民の皆様十分に説明し、当面ということ为前提に理解を持って抑制する内容も盛り込む必要が生じてくるものと考えております。

具体的には、個々の事務事業、施設等を単位にしまして、具体的にどのように見直そうとしているかを明示しました「(仮称)集中改革プラン」を本年5月には策定いたしまして、議会及び市民団体と活発な議論を深める中で成案化を図ってまいりたいと考えております。

3点目の高齢者福祉の補助金関係につきましては、合併時に、サービスは高い方に、負担は低い方に基本となった経緯がございます。本市の福祉施策につきましては、改めて検証、見直しの余地が少なからずあると見込んでおります。特に、順次改善が図られてい

るものの、現金等の給付型の単独事業につきましては、見直しをする必要があると考えます。

次に、4点目の新しい税収の開拓についてでございますが、引き続きまして企業誘致を積極的に進めると共に、市街化区域の拡大による人口の増加を図ることによりまして、個人住民税、また固定資産税等の安定的な財源を確保できるように取り組んでまいります。

5点目の財政の厳しい中でのまちの活性化の推進につきましては、現存する職員力を限界まで引き出すこと、また、国等の支援施策を可能な限り活用いたしまして、市の財政に負担をかけない手法で政策的な取り組みを推進いたしまして、野洲の元気の維持向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、本田議員の中期財政改革の見通しと新たなまちの活性化の中の6点目の野洲の観光資源をどのように活用するのかなどのご質問にお答えをしたいと思います。

本市の自然や歴史的観光資源を有効に活用するためには、その資源に市民が誇りを持ち、さらに新しい発想や感覚で付加価値を付け、魅力ある観光地に育て上げることだと考えております。そのために、これまで観光物産協会等と連携いたしまして、紅葉時期に国の名勝に指定されている庭園をライトアップしたり、またストーリー性のある史跡等をめぐるハイキングなど、積極的な情報発信をしながら実施しております。観光資源の有効活用に努めてきたところでございます。

また、最近では商店も重要な観光資源と位置付けまして、物産を中心とした観光振興事業も計画をいたしております。今後も、創意工夫と誘客促進につなげていきたいと考えてございます。

また、「S Lびわこ周遊号」という話題性と集客力のある事業についてのご提案でございますが、J Rに確認をいたしましたところ、J R沿線の警備、S Lから排出される煙への沿線住民の理解、またS L車両の維持管理や運行設備の整備、加えて琵琶湖線ダイヤ過密など、難しい問題があるということでございました。

しかしながら、今から3年前に、湖北地方のJ R線の直流化の完成で、京阪神と敦賀の直通電車運転や滋賀県内の移動時間の短縮が実現をいたしております。また、臨時列車による電車で琵琶湖一周などが乗りかえなしで可能になり、観光分野でも広域観光への期待

が高まっているところでございます。

このような利便性を活用して、J Rによる広域観光を推進しようということで、既に県、J R、県内の広域観光協議会等で組織をいたしますびわこキャンペーン推進協議会がありますので、議員がご提案いただきましたことにつきまして積極的に提案していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、本田議員のご質問の2点目、野洲駅を中心とする整備をどのように進めるのかについてのご質問に対してのお答えをさせていただきます。

野洲駅を中心とした周辺整備を進めるべく、平成19年度に駅前中心市街地整備計画の検討委員会のご意見をいただきながら都市再生整備計画をしたところでございますけれども、特に野洲駅南口の整備計画では、駅前ロータリーの交通渋滞対策、歩行者等の交通弱者と自動車との分離、バリアフリー対策、あるいはデッキなどの主眼に置いて歩車道分離などの計画をまとめたところでございます。

しかし、今般、いろいろなご意見を踏まえ、交通弱者への対応としての配慮や、駅前といった公共空間での風格やにぎわいといった視点からの検討、また整備に関する費用対効果などもあわせて再度検討してまいりたいと考えております。

このため、有識者などのご意見を拝聴しながら実現可能な整備計画とし、早期の事業着手をしたいと考えております。

また、議員ご指摘の歩道のバリアフリーだけでも早期に整備できないかのご質問でございますけれども、駅前ロータリー、いわゆる広場の整備とあわせまして歩車道一帯整備が予算面からいっても望ましいと思っておりますので、その点はひとつご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 本田議員ご質問の第3点目、同和行政の一般施策への移行についてのご質問にお答えをいたします。

野洲市の同和行政につきましては、同和対策特別措置法が施行されて以降、現在まで約40年間さまざまな取り組みを進めてまいりました。そうした取り組みの結果、特に環境

改善を中心にいたしましたハード面では大きな成果を上げることができたものと思っております。また、その取り組みに際しましては、地域の皆さんの自立に向けた積極的な姿勢と、行政との共同による取り組みが進められたことが成果につながったものと考えております。

しかしながら、現在も、課題としては、例えば生活・福祉面では、高齢化の進展や、そういった中での年金の低額受給の問題がありますし、また教育・就労面では、地区住民の自立支援に必要な進路保障や安定就労などのソフト面の取り組みに課題があり、さらに、依然として差別事件が発生するなど、市民に対する教育・啓発にも課題が残されているものと認識をしております。

今後も引き続き地域総合センター及び有隣館を中心に、地区住民の課題解決に向けたケース会議や自立支援に必要な各種相談援助事業を、地区内教育・啓発とあわせて継続して実施していくことが必要と考えております。

また、個人的給付事業につきましては、今日まで各施策の達成度や残された課題を見極めながら実施してきたところでございます。しかしながら、今回、改めて一般施策の有効利用も視野に入れながら、現在、その見直しの方向性について検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、同和問題を人権課題の大きな柱としてとらえ、一日も早く残された課題の解決に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 1問目の中期財政計画、総務部長の答弁というのは言葉だけあります。中身がない。私が問いかけているのは中身なのです。数値的な見通しがどうなのだと。

来年度には、財政調整基金も枯渇すると言われながら、まだ言葉の世界で対応しようとしている。そんなわけがないでしょう。数値を示して下さい。ここは議会でやりとりしているのですから、我々は数値に基づいた結果をもっていろんな議論をしていかねばならない。改めてお伺いしますが、今後5年間の数値的な見通しというのはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

指数、それから、絶対的な数値には当然上限と下限と幅があるでしょう。上限と下限ではとる施策も変わってくる、そういった観点からの提示をお願いしたいと思います。

それから、企業誘致ということでいろんなまちが取り組んでいらっしゃいます。多分、それを全部集めたら、日本全国の企業を集めてもみんなどこかへ行かなきゃいけないと、こんな状態になるのではないかなと。人口計画もそうなのです。夢ばかり追いかけていても、ならないのが今回の2回目の歳入の急激な落ち込みですよ。1回目のときにも相当厳しい状況となりました。今回と同じような状況です。その間何をしてきたか。何もないわけです。柱になるものが何もできていなかった結果がまた同じことを繰り返してしまう。二度あることは三度あるとも言われます。三度目にならないようにするためにはどうしたらいいか。やっぱり、数値をもってみなさん議論なさらないといけないのではないのでしょうか。

言葉を持って遊んでも、結果的には市民は幸せになりません。そういった意味では、企業誘致という、すべてをカバーしてくれるような雰囲気を持たせる言葉じゃなくて、それがかなわなければどうするのだ。企業誘致の難しさは、中主の工業団地で身をもって我々は知っているわけです。これからもその負担に耐えていかないといけないと、こんな状況の中で、いまだに企業誘致ですか、お尋ねしたいですね。

人口を我がまちに呼んできて、固定資産税や市民税の増を図る。どこの場所をなさるのでしょうか。野洲市の土地利用計画のどこにそういったものが配置されているのか。三上学区や篠原学区のように、非常に過疎化となりつつあるまち、こういったところでのそういった土地利用計画というのは、人口増となるような明確な指針はないですよ。となれば、絵にかいたもちなのです。それはそれとして、夢を失っちゃいけないので、すべてを反対はしません。しかし、今いらっしゃる、今あるいろんなところを開発していく、活性化していく、この施策もとらまえないといけないのではないのでしょうか。

先ほど、SL列車を走らせませんかという話をしました。確かに、18年10月21日に環状線が開通してから、滋賀県においてキャンペーンが開始されております。何も野洲のまちだけでやってくれと言っているのではないのです。市長に、市長会であるとか市町長会であるとか、いろんな会合、全体会合がある県との話し合いもある中で、琵琶湖の周囲を一周するというようなことを提案なさいませんか。周回していく、そういったことによって、各まちで観光客をおろしていく、まちでいろんなイベントをする、そしてまた、何回か走る中でその方々を回収して次のまちへ送り込んでいく、こういったことができるのです。何も野洲のまちだけで走らせようなんてとんでもない話で、できないです。

今、北海道では、冬のいろんなことを楽しんでいただくということで冬のSLが走っ

ていますね。チケットもとれないぐらい人気が高いです。SLというのは意外と人気が高いのですね。それを起爆剤にしてまちの活性化をやりませんか、できませんか。

例えば、駅弁を新しく生み出して行って、人気が出たら、B級グルメのコンテストも野洲でやろうじゃないかという名乗りを上げることもできるのです。もっと頭を使って、お金を使わなくてもいい方法を考えようじゃありませんか。

SLは現実には走っているのですよ。彦根から木之本に行く間は、中間のところは飛んでいくわけじゃありません。走っているのです。引かれているのか、自らの力で走っているのか、手段は違いますが、先日は湖西線を走るということで緊急的に人気が沸騰しました。やっぱり走っているのです。少しの費用でできる可能性は高いのです。ぜひ、市長、こういったことを提案されてはどうでしょうかね。

まちの中で、草津と栗東と守山と野洲が、今、連携して観光用のバスを走らせたりしていました、今もあるかと思うのですけども。草津で降りて、観光地をめぐるって、野洲のまちでまた乗車すると、こんなこともできるのではないですか。ネットワークをつくりましょうよ。1つのまちだけでは、今、いろんなことをやろうとしても、いろんな費用がかかりますから無理があります。ぜひ、市長に答弁をいただきたいと思います。

バリアフリー化というのは平成22年までが限度ですよ。野洲市の計画は22年度で完了するとなっています。一方で、野洲駅前の開発は25年度までです。それがまた遅れる。できませんか。バリアフリー化だけでもやりましょうよ。なぜ歩きにくいかがご存知ですか。

一般の歩道の高さは16センチぐらいだそうです。この場所の高さは何センチあるかがご存知ですか。20センチあるのです。高いのです。だから、歩きにくいのです、危ないのです。中間の車どめの機能も果たしている、あの部分を切り下げればいいのです。とってしまう。そして、両サイドにさくを設ければいいのです。歩行者は安全に渡れます。駅と手前の方と切り下げて、斜めにしていけばいいのです。傾斜を付ければいいのです。大した費用はかからないでしょう。なぜそんなことができないのですか。先延ばししなきゃいけないのですか。これ、市長、まず、判断を仰ぎたいと思うのですけど、こういった駅を利用される方々、多くの方が難渋していらっしゃる、そのことにこれから5年も6年も目をつぶれ、辛抱しろと、こういうことなのでしょう。ぜひ、見解をお伺いします。

同和行政、ハード面からスタートして32年が経過しますね。この間でなぜそういったことが解決できなかったのですか。続けねばならないという観点から見ているからそんな

るのじゃないですか。八幡市や大阪市はもうここで打ち切れとしたから、次の展開ができた。やっぱり期限を決めてやりませんか。そこからどうすればいいかということを展開していく、こんなことが非常に大事じゃないかなと。課題が残っている、差別がある、どういふ分析がされているのかなと疑問を持ちます。

大阪市や近江八幡市で一般施策に移行して、それでどれだけ差別や落書きやいろんなことが起こっているのでしょうか。つかんでおられますでしょうか、お伺いしたいと思います。

これから非常に厳しいことは、議員の皆さんも全員承知していらっしゃるのです。本当のところ、数値がどうなるのだと、こういったことが一番の心配でありますので、数値をもって答弁をお願いします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、財政の見通しでございますけど、詳細はまた総務部長の方からお答えいたしますが、これまで余り中期的な見通しなしに進めてございました。今回の法人市民税の減収で少し将来的な検討をということで今検討しておりますが、ある程度の見通しは、先ほど来部長が答えました仮称の緊急のプランでもってお示しをさせていただこうと思っておりますが、法人市民税に関しましては、恐らく今年度、8億ぐらいを見ていますけども、それを上回ることは当分の間はないと思っております。

あと、市民税に関しましても、今年度も人口がふえているのに、微減といたしますか、少し減っています。これは、恐らく市民の方の年齢構成あるいは収入の状況によるものだと思いますので、人口がふえていっても、市民の個々の方からいただく税金についても横ばいだろうというふうに思っております。

一方、支出に関しましては、これは教育だとか高齢化の経費が要りますし、あと耐震対策の経費が、現状では平成26、27年あたり、23年度まで一定の目処が立っていますけれども、その後のいろんなものを含めると26、27年あたりで必要な経費のピークがくるのではないかと。先般も申し上げました篠原駅の改修ですとか、今市が想定しております事業を見ますと、そういうことになると思っています。

ちょっと話が前後しますが、法人市民税に関しましては、一番厳しいのが何年続くかというのはわかりませんが、立地の部分が、具体的には京セラがありますが、これが23年度ぐらいに何らかの形で税収には貢献しますが、全体の見通しの中でどう位置付

けるかということかなと思っております。要するに、収入は横ばいに関わらず必要な経費、今見越されている経費はふえていかざるを得ないということでございますので、これはいろんな施設の統廃合ですとか、事務的な経費の削減等に対応せざるを得ないというふうに考えております。

それと、あと、夢のある話でS Lの企画はどうかということで、まさに夢というのは必要でして、さまざまな夢を提案いただいて、その中で実現可能なものに取り組んでいくということだと思っております。

一般的には、イベントというのは、箱物行政と並んで評判の悪いことではあるのですが、うまく使うと潜在的な地域の可能性を掘り起こしたり、展開できるということだと思っておりますので、そういう観点から実現可能性のあるイベントには取り組んでいきたいと思っております。

それと、観光につきましても重要な産業で、これは産業としても重要ですし、いろんな人との交流が図れる、あるいは地域の誇りが持てるという面からも観光は重要だと思っております。

観光に関しましては、通常は何を見に行かれるのか、見に来られるのかということになりますと、町であったり、そこで住んでおられる人というのが大きな要素だと思っております。日本の人たちの憧れの場所にヨーロッパが1つですけれども、まちを見に行く、町並みのきれいさ、あるいはそこでの生活の豊かさとかそういったことだと思っております、もう一つは大自然ということだと思っております。

そういうことからしますと、野洲の場合は、大自然は古代湖の1つである琵琶湖があります。もう一つ、まちに関してはさまざまな条件はありますけれども、まだまだ弱い、町並みのきれいさがあるかといえば、なかなか課題もありますし、あと、せっかく今まであった伝統的な文化についても、この議会でもご指摘いただいているように、まだまだ生かされていないということもありますので、やはりそういった観点から力を付けていった中で発信していくということが必要かと思っておりますので、ご提案のS Lがすぐいけるかどうか、これはまた総合的な観点から検討させていただきますけれども、いろんな夢を市民の方々からいただいた中で、実現可能なものについては一緒に取り組ませていただきたいというふうに思っております。

それと、あと、駅のバリアフリーに関しましてですが、これは、これまでの計画がどうなってきたかというのは先般も少しお話をいたしましたので、今年度、まちづくり交付金で

もって事業を始めるというスケジュールになっておりました。ただ、現在の計画がバリアフリーということで、何もかも、たくさんの道路が突っ込まれていまして、それを実現しようと思うと、今年度具体化の調査をしておかなかつたらだめなのですが、その予算が十分についてございませんでした。ですから、私は、駅前の整備のあり方はもう少し機能的なものがないのではないか、あるいはあとの維持管理経費等もということでも考えましたけれども、別途国への申請にあたって、現在の計画では不十分だということもありまして、まちづくり交付金をもらって事業を進めるにあたって1年間待たざるを得ないと思っております。

ただ、できるだけ安全を確保するという観点からは、今議員のご提案も含めまして検討させていただきたいというふうに思っております。

以上、本田議員の再質問へのお答えといたします。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 本田議員の同和行政に関する再質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、ちょっと、大阪、近江八幡市等、他都市の事例を聞いていただいたのですが、残念ながら論評できるデータは持っておりませんので、その点についてはお答えはできません。

先ほどもご答弁で申し上げましたように、特に、環境改善を中心としたハード面では目に見える効果が上がったと、この辺は皆さんご承知いただいているとおりでと思います。ただし、ソフト面、特に教育・就労とか、生活・福祉の問題等はまだ格差があるといえますか、解決がすべてできたわけではないという認識に立っております。この辺は、私どもは来年度も実態調査をやらせていただくのですが、こういった中で、また数値的には明らかになってくるだろうと、かように思っております。

全くそれが解消に向かって動いていないかということ、一例を取り上げれば教育面、国公の進学率等もかなり上がってきています。ですから、そういった意味では改善に向けての取り組みは進んでおります。ただし、これは時間が少しかかるという意味で、まだすべて解消したわけではないと、かような認識に立った上で対応策をとらせていただいていると、こういう状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 本田議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

財政の見通しにつきましては、先ほど市長の方からお答えをいたしました。もう少し補足をさせていただきたいと思います。

確かに、具体的な数値をもつての答弁はできなかったわけでごさいます。改めてお答えをさせていただきたいと思います。

中期財政見通しの中で、21年度の段階では税収の法人市民税は17億を見込んでおったわけでごさいます。その後、予算編成の前で、20年の11月の段階でこの中期財政見通しを改正いたしまして、当初17億を見込んでおったものを10億5,400万円に下方修正したところでごさいます。

なおかつ、その後において、予算編成の段階におきまして、まだまだ厳しい経済状況下にあるということで、10億5,400万円を見込んでおりましたものを8億2,200万円まで法人市民税を下方修正したところでごさいます。今日の経済状況から、議員ご指摘をいただいております5年間の数値ということでごさいます。こうした厳しい状況下にあり、変動の要素が大きい中で5年間を見通すということは、正直申し上げてかなり困難であると考えております。しかしながら、この財政見通しは立てていかなければなりませんので、策定をしていく必要があると考えております。

それから、本市の税収構造を考えますと、年度間の財政調整機能として基金というものをやはり蓄えることが必要であると考えておきまして、現段階におきましては、この財政調整基金の目標といたしましては、本市の場合、30億円程度を目標に、今後そうした対応を図っていききたいというふうにごさいます。

それから、2点目の新たな自主財源の確保が大事ではないかということで、今までどおりの法人税に依存した財政構造ではだめだということのご質問であったと思います。

確かに、議員ご指摘のとおりだと私も思っておりますし、それ以外の自主財源、固定財源というものの確保というのは重要なことと認識しております。そうしたことで、今後におきましては、本市の国土利用計画なり土地利用計画がごさいます。それをもとにいたしまして基盤整備を明らかにした中で、まずは市街化区域の拡大を進めることが大きな課題ではないかというふうにも考えております。そうした拡大の中で、新たにまた市民税、固定資産税、こうした安定的な財源確保に努める必要があるのではないかと考えております。

それとあわせまして、企業誘致につきましても、これも自主財源としての確保になりま

すので、これにつきましても引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 本田章紘君。

○16番（本田章紘君） まず、同和行政について。

いつごろを目処に一般施策へ移行されるのか、期限を決めませんか。期限をお示しいただきませんか。やはり、それをもとにいろんな施策を展開していくべきだと思いますので、よろしく願います。

バリアフリー化、検討を進めるということですので期待したいのですが、一度、22センチの段差を毎日昇り降りしたらどういうことかというのを、どこでも結構です、20センチの高さを歩行者はどうしているか。一旦立ちどまってゆっくり降りていらっしゃいます。そのまま降りられないのです。危ない。特に高齢者の皆さん、荷物を持っている人は大変です。ぜひ、早期の実現をお願いしたいと思うのですが、今私が申し上げたような工事をした場合、幾らぐらいかかるかお尋ねいたします。

それから、財政改善計画ですが、3年ぐらいはおおよその見通しは立つでしょう。その延長上に5年、こういったものが描けるかと思うのです。一度数値的なものを示していただきたい。私たちも、市民の皆さんに説明するには、資料がなければできません。今がこうだ、将来はこうなのだ、こういう絵をかいている。そういう展開をしていかねばなりません。

幅を持った計画でいいと思うのです。上に行けばこうだ、下は、下限はこうだよと、ぜひ、そういった数値的に展開したものを早急にお示しいただきたいと思いますが、いつごろできるのかお伺いいたします。

企業誘致について。

企業立地促進法で、今市が取り組んでいるのも期限がございますね。25年3月末が期限ですよ、企業立地促進法による開発は。それまでに市街化にしなきゃいけないという法的な制限がありますね。そういったことを含めて、可能性というのは非常に難しいと言われています。その中でも、まだそれだけに頼るといのは非常に危険性が高い。財政改善計画の根幹にはなり得ない、そのように判断するのですが、それについての見解をお伺いいたします。

市街化をふやしていくとおっしゃるけども、どこをふやされるのか、言葉だけでなく、

お示しいただきたいと思うのです。Bゾーンと呼ばれた地域もありましたね、旧野洲町時代に。そこも、一旦決められましたけれども、実現がほとんど見えない状態の中で、どうなっているのだろうなど、このことだけが残っています。どういうところをどうしていくのだ、土地利用計画はどのように見直すのだ、全般的な計画にあわせてお示しいただけませんか。今日答弁できないとしたら、いつまでにそういった内容を議会に対してお示しいただけるのか、お返事をいただきたいと思います。

それから、これからますます厳しくなる財政状況の中で、市民の皆さんにもご辛抱願わねばならない部分がたくさん出てくるかと思えます。そういったときに、まちの指針となる、また理念となるものが市民憲章ではないでしょうか。こういったものを定めて、こういう方向でいくよ、その中で今、この位置付けなのです、こういう状況なのです、お示しすることも大事ではないかと思うのですが、市民憲章の制定はどのようにお考えか市長にお伺いいたします。

それから、びわこ号、非常に観光の目玉になるのです。今、一番上の写真で、遠くに見えるのは伊吹山なのです。鉄道ファンの方は、ある一瞬の写真を撮るために大変努力をされて、たくさんお集まりになります。ありがとうございます。

観光の活性化の目玉になるのです、やっぱり。10日に私、中田議員とお話をしていて、黄色い新幹線を久しぶりに見させていただきました。皆さん、ご存知ですよ。ドクターイエローという線路を点検する新幹線の列車なのです。これがたまたま偶然に見ることができた。こういったものに対しても、写真を撮影する人たちはネットで情報を得ながら非常に集まってくるのです。いろんなポイントに集まるのです。鉄道ファンというのは、それぐらいやっぱり底辺が広うございまして、その方々、それからSLに乗ることを楽しみにしてらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。

北びわこ号でも、たくさんの方々が毎回お乗りになっているというデータが出ております。そういった方々を我が野洲のまちに観光として呼び込むことができれば大きな活性化になるのではないのでしょうか。

例えば春夏秋冬走っていただいて、春は、野洲市の桜というのは物すごくいいよと。バスで案内して、そこでしばらく時間を過ごしていただいて、そしてまたSLに乗っていただく、こんなことが描けたら、イベントじゃなくて、SLが走っていないときだって観光客を呼び込むことはできる、そのためにまちおこしができると思います。こんないろんな方法を講じながらやっていく、その起爆剤にするというのがSLだという僕の発想なので

すけどね。

ただ単に観光を開発しますとといったって、人は来てくれません。何か目玉になるものを持っていないといけない。改めて市長に、そういった方向で周辺のまちに呼びかけながら、また県を巻き込んでできないのかお伺いしたいと思います。

ぜひ、厳しい財政状況の中ですから、前向きなご答弁をいただけますようお願いして、質問を終わります。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

幾つかいただいていますので、私と部長とで役割分担をしてお答えをさせていただきます。

前後いたしますかもわかりませんが、企業立地促進法の絡みに関しましては、この議会でもお答えしていますように、農地の転用等を考えますと、極めて厳しい状況という認識をしております。じゃ、どこに立地を働きかけるのかということでもありますけども、これは、既存の事業所で転換の可能性のある場所も幾つかありますし、そういったことを想定した上でのことでございます。

それと、将来的には、中期的にはやはり市街化区域、市街地の面整備も必要だと思っております。これは現行の計画にあるものを、優先度を高めていって、基盤整備の可能性あるいは住宅地の張りつき方、企業の立地を総合的に勘案して政策展開をしていきたいと思っておりますので、これについてはまた議会、市民の方々にきちっとお示ししながら議論していただいて、進めていきたいというふうに思っております。

それと、S Lですけども、ご提案はわかりますけれども、市が積極的に呼びかけるのか、観光協会ですとか、市民の方、民間の方の盛り上がりの中で動くものかと思っています。それと、先ほどの写真を見せていただきますと、自然の中、田園地帯を走っていますが、今の湖南の地域というのは、かつてのS Lが走っていた状況とは違って、田家を前提にして住居等が張りついています。そういったことがあって、なかなか郷愁としてはいいと思うんですけども、S Lが煙を出して走った場合に、本当に多くの市民の了解が得られるかどうか。特に、今一番懸念されていますパーティクル、浮遊物質の固まりみたいなものですから、喫煙と全く一緒に、本田議員は喫煙を禁止する条例とおっしゃっているんですけども、まさにあれは浮遊物質の固まりですから、そういった健康の観点からも、単に郷愁だけでは済まないと思いますので、総合的に勘案させていただいて、この場で積極的に近

隣の市に働きかけるというのはちょっと困難かなというご答弁にさせていただきます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 本田議員の再々質問、同和行政に関してのご質問でございますが、期限というお話でございますが、先ほども申し上げておりますように、地区の課題としてはソフトな面が主に残されていると、こう申し上げております。それから、市内の市民の方々の意識ということも申し上げております。こういったことは、私ども、行政の努力だけですべて解決するというものではないという状況の中で、なかなかその期限が示されていないのが実情だと、こういうことでございます。

そういった意味で、先ほども申し上げましたように、実態調査等でその達成状況等を確認しながら、なおかつ、私どもは、今基本計画等を立てながら達成状況を見ながら、再度、その段階での施策の有効性を判断していると、こういうことでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） 本田議員の再々質問の中での歩道の切り下げの費用でございますけれども、やり方によって相当変わってくると思います。ただ単に歩道を切り下げる、あの部分だけを切り下げるとすれば、100万もあれば十分かと思います。

ただ、ちょっと申し上げておきたいのは、あそこにつきましては駅前広場であって、なおかつ市道にも認定をいたしております。そういう観点からいきますと、当然、触ろうとすれば、JRとの協議あるいは公安委員会との協議がございます。そういった中で、公安委員会については、広場の横断については非常に厳しい意見を持っておられるということだけは申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 本田議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、財政改善計画、向こう3年ぐらいの数値を示してほしいということでございます。これにつきましては、来年度、集中改革プランの策定を予定しております。それとあわせて、22から24年の向こう3年スパンの中での中期財政見通しの計画も、この集中改革プランとあわせてつくっていききたいというふうに考えていますので、時期につきましては、当初お答えしていますように、改革プランを、5月の素案を策定する時期でございます。

ます。できれば、その時期に合わせて議会にもお示しをしていきたいというふうに考えております。

それから、もう一点、企業立地法の可能性についてご心配をいただいております。確かに、議員ご指摘いただいておりますとおり、企業立地法につきましては、その年度の制約、5年間の制約がございます。そうした中で、農地が大半を占めております。そうした法的な規制もある中で、確かに、5年という制約がある中で難しい誘致政策になるかと思っております。そうしたことでありますけれども、現段階では、それだけ可能性がある限り一生懸命努力をしていきたいというふうに考えておりますし、あわせまして、既存の工業区域等を活用する中で、そうした中でも企業誘致を図れるよう取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） 本田議員の再々質問にお答えを申し上げます。

市民憲章の制定についてということでご質問をいただいております。

そもそも、市民憲章の制定につきましては当時も議論があったわけですが、まずは、市民自治の基本や市民活動あるいは市民との協働といったことの枠組みなり基本部分を条例で定めようといったことで、まちづくり基本条例の制定を目指そうといった動きがございました。まずはそれを優先してその条例づくりに取り組んできたこと、こういうような経過がございます。

また、市民憲章の中身に必要な柱の相当部分は、まちづくり基本条例の前文、あるいは条例の中身の各条文の中でうたい込まれていると、このように考えております。今後におきまして、市民憲章の制定の必要性を含めまして、市民協働のまちづくりの観点から市政あるいは合併の何周年か、記念すべき節目の時期、市民の意向も勘案しながら、市民意識の盛り上がりも考え合わせまして、今後調査、検討していきたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 次に、通告第13号、第17番、川口東洋君。

○17番（川口東洋君） 17番、川口でございます。1点に絞って質問と提案をさせていただきますと存じます。

けさのテレビの報道によりますと、南国の宮崎で早くも早場米の田植えが始まったというニュースが出ておりました。同時に、おいしい野洲米が今年も、ぜひとも豊作でありますようにという気持ちを持ちました。祈りたいと思います。

せんだって、大阪道頓堀川からカーネルおじさんが24年ぶりに引き上げられたというニュースもございました。当時優勝した阪神タイガースの歓喜のファンの中で道頓堀川にダイビングをさせられたそうでございますが、無事よかったです。阪神タイガースと申しますと、本市出身の桜井広大君が活躍をしてくれておるわけでございますが、あわせて、昭和50年代に同君のおばさんにあたる方が本議会事務局の中に奉職しておられたというのを思い出して懐かしんでおったわけでございます。

ですから、今年度のシーズンにつきましても、野洲出身の桜井君の活躍によって阪神タイガースが優勝できること、そして、さっき申しましたおいしい野洲米をいただけることを願いながら質問に入りたいと思います。

本市規模のまちに複数庁舎制は似合わないということで、早急に一元化の検討を廃止して下さいということでございます。全国的にも、県下的にも非常におとなしい旧2町の合併でございました。

ご存知のとおり、守山市との関係では、市庁舎の立地の問題で物別れになったものがございますが、その後、旧野洲郡の2町ということで、庁舎の制度につきましても非常に気を使いながら、どちらも庁舎なのだということで現在に至っているというふうに思っています。

4年目を迎えた今日、分庁舎の役割は十分にそれなりの役目を果たしたものだと思われまます。本制度についての市民の方々の声に、継続を望む者は日まじに弱まりつつあるというふうに私は受けとめています。私は、好きな言葉ではないわけでございますが、いわゆる野洲市民の民度も徐々にここまで高まってきたのかなというふうに受けとめているわけでございます。

ですから、複数庁舎制の行政運用と市民の利便性につきましては、いまだ若干賛否入りまじった声が聞こえはしますが、もはや合併直後の利便供与につきましては一定の役割を果たしたのではないだろうかというふうに受けとめているわけでございます。

81. 07平方キロメートルが市域でございますが、人口は平成19年10月1日現在で4万9,896人。ですから、そのことを合わせての望ましいあり方について早急な検討を開始するときに今至っているというふうに思います。

あと、質問上では3行ほど、例えばということで記載をさせていただいておりますが、それは別の機会にまた提起をさせていただくこととして、とりあえず今回の質問は以上であります。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 川口議員の複数庁舎制についての一元化についてのご質問にお答えをいたします。

本庁舎、分庁舎の2庁舎方式につきましては、合併協議の中で決まった経緯もありますが、合併して5年が経過した中で、市民の方々からは、ワンストップ行政サービスの弊害になっているのではないか等のご意見もいただいております。

私も、現行の2庁舎方式は、経済、雇用や教育関係の分野が分庁舎に存在すること等、協議、意思決定の迅速化を欠いていることや、庁舎の維持管理、公用車の台数などのコスト面、さらには職員の管理等からも、まちの規模に関わらず、明らかに効率の悪い体制であると考えております。

市民サービスの拠点の位置付けは当然必要であります。今後の市民の便宜と将来の野洲市の発展を考えると、庁舎の統合は必要ではないかと考えております。

今後、議会及び市民の皆様には情報と提案をお示しして、議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（河野 司君） 川口東洋君。

○17番（川口東洋君） 今回の市長答弁というのは当を得たものだというふうに受けとめますから、ぜひともこの際、庁舎の統合、一元化に向けた検討委員会を立ち上げて、開始をしていただきたいというふうに存じます。

双方入りまじった声というのは、聞いております中で、ごく最近の新しい話を例にとりますと、愛犬家の方が、この庁舎の近隣に動物病院がございますが、狂犬病予防注射でお医者さんへ出向かれたのですが、残念ながら狂犬病予防注射記録表というのを忘れていかれた。お医者さんの指示によりますと、分庁舎の担当部所へ行ったら再発行してもらえから持ってきて下さいと言われて、ちょっと不満を持っておられたというのがごく最近、私が耳にしたことでもございます。

例えば私自身も、これも蛇足かもしれませんが、環境に関わる団体、エコロジーマーケットやすの会というのに参画をいたしております。毎月、第4土曜にこの庁舎の敷

地の西南の角、電話ボックスのあるところですが、そこで家庭から廃食油、天ぷら油の使用の終わったものを回収しております。

私は、偶数月の第4土曜に市のエコ推進車というのですか、トラックでBDFを燃料にして動いている車が1台ございますが、バイオディーゼル燃料、使い終わったものを環境生協で、安土の方で回収して、そしてプラントによりましてBDFを精製していくわけですが、その使用に関しましても政府は卑怯でございます、鉱石油の、軽油相当の軽油引取税というのを課税してきているということでございます。

ご存知のとおり、守山市が、湖西線の堅田町と守山駅を結ぶ近江バスあるいは湖北バスの燃料に使っている油であります。それを私は第4土曜の日に2時間超使用するために、前日の金曜日から自分の車で分庁舎へ出向いて、そしてエコ推進車のかぎを借りてまいります。そして、当日の土曜日は朝からまた分庁舎の方へ出向いて、その車を借りて本庁舎へ戻って、タンクを、幸い市の協力を得て預けているわけですが、そのタンクは10リットル入るものでございまして、野洲病院が透析患者のために使用する薬剤を入れておいた後のものを提供いただいて使用させていただいておりますが、それを三十数個、そのエコ推進車の荷台に乗せて、庁内の協力をいただいている自治会のステーション、あるいはまた個人のおたくへ回らせていただいて集めているのです。

○議長（河野 司君） 川口議員さん、趣旨を簡単明瞭に質問していただきたいと思いません。

○17番（川口東洋君） その作業は2時間ちょっとで終わるわけですが、そのたびに前日の金曜日から時間を費やして車を借りに行かねばならない現状というのを今訴えさせていただいておりますが、わかっている方はわかっているのですが、だから、わからない方はわかるようお願いいたします。

今の市長の答えで、私は最初、再質問はしないように答えてねというふうをお願いをいたしておったわけですが、どうせそれ以上の答えというのはなかなかしんどい話だろうというふうには思いますが、そういうふうにして協力をしている部分があるということを申し上げました。

そして、私、先ほど申し上げましたが、嫌いな言葉だと言いました。野洲あるいは中主の町民から野洲市民になられた、これは議員の中にも、町会議員から市議員になったのだという理解が、役場から市役所になったのだという意識がなかなか浸透しなかったのだとあわせて悔しい思いをしておったのが、最近はそのが徐々に、市は市らしくなってきたの

かなという実感を持ってしゃべれるようになったわけですが、今の市長の言葉で、ぜひとも早い機会に一元化というものについて実現できるように努力をお願いしたい。

ただ、私は、こういう立場になる前はNTT、昔の電電公社だったのですけれども、そこで電話の電源を供給する職場におりましたから、よく言えば電気の技術者、そういう関係から、庁舎の照明なんかの消費電力が少なくなるような方法とかいうのもかつては提案もしたことがございますし、市長も今述べられました、経費ばかりではないでしょう。行政効率やらそんなのもあるだろうというふうに思いますから、もちろんそのあたりのことは把握をされて述べておられるだろうというふうに理解いたしますから、早い機会にすっきりした体制というものをつくり上げていただくように強く申し述べて終わりたいと思います。

○議長（河野 司君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。よって、一般質問を終結いたします。

本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明14日から25日までの12日間は、各常任委員会付託議案審査等のため、休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、明14日から25日までの12日間は各常任委員会付託議案審査等のため、休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。

来る3月26日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午後2時20分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年3月13日

野洲市議会議長 河野 司

署 名 議 員 中 島 一 雄

署 名 議 員 田 中 孝 嗣